

第二章 海苔養殖・漁業

第一節 海苔養殖の変遷

I 海苔養殖の成功と海苔株仲間

東京湾に面して生活を営む人見村の人たちにとって、古代から漁業に依存する度合の大きかったことは容易に理解できる。それも海苔養殖が開発されるまでは、食料あるいは田畑肥料用の貝藻類の採取や釣魚、網漁など、いわゆる自給的漁業が主であったと思われる。しかし、その人見村漁業に一大変革をもたらしたのが海苔養殖であり、やがて漁業の中心をなすにいった。

文政四年（一八二一）、江戸の海苔商人・近江屋甚兵衛の勧めを受け入れ、小糸川の河口で海苔養殖に成功したことは、すでに第一編のなかで述べたとおりである。

人見村の海苔養殖仲間は、天保四年（一八三三）の冥加金上納を契機として、各人の海苔柵の持分を明確にし、年々高まる商品価値ならびに生産の向上を背景に「海苔株仲間」を組織した。この組織が保守的で排他的になっていくのは無理もないことだが、同

組織は海苔養殖漁場を独占し、人見村における特権的地位を確立したのである。

特に弘化二年（一八四五）には、人見地先の海苔が大豊作となったのに対し、主生産地の江戸大森の海苔作が不作となり、海苔の価格が高騰して株仲間の利益が増大した。それが刺激となって、これまで海苔作りに従事していなかった農民も新規に海苔養殖を希望するものが続出した。しかし株仲間は、領主権力による公認を楯にその特権を主張し、新たに仲間議定書を作って養殖業や地売捌きを規制するなど、いちだんと海苔株仲間の組織強化を図った。そして株仲間と無株者の争いは、近年にいたるまで深刻な問題として連綿と続くことになる。その一方で、海苔株仲間の内部において「株」の質入れや、売買、海苔小作といったことが起こり、はじめ均等に配分していた海苔場の権利に格差が生ずるということもあった。もっともこの格差の一因には、分家への割譲ということもあった。

慶応二年（一八六六）の株仲間をみると、二四軒中、八株を所有する一軒を最高に、三株一軒、二株四軒、一株一六軒、半株二軒と分化現象が顕著になっている。八株所有者は名主の八郎右衛門であった。

II 明治前半の漁業関係

明治新政府は、漁業政策においても新たな方策を打ち出した。その内容は、旧時代における支配関係をすべて解体し、新しい制度のもとに統制することを目的としたもので、明治八年の雑税廃止と海面借区に関する太政官布告がそれである。雑税廃止の布告は次

のとおりである。

第貳拾三号

従来雑税ト称スルハ舊慣ニ因リ區々ノ收税ニテ輕重有無不平均ニ付 別紙税目之分本年一月一日ヨリ相廢シ候 尤右ノ内追テ一般ニ課税スヘキ分モ可有之候得共 差向收税無之テハ營業取締差支候類ハ 當分地方ニ於テ改テ收税ノ筈ニ候條 此旨布告候事

但 従前官有地借用右代料トシテ米金相納候分ハ是迄之通可相心得事

明治八年二月二〇日 太政官 三條實美

従来、租税の負担は漁業者にとつて義務であると同時に、その地位を確保する権利を伴うものであった。だが右の雑税廃止は、これまでの漁業上の権利関係を継承する上に、さまざまな疑義をもたらした。しかも、明治八年一二月の海面借区制は、海面の官有を意味する布告で、漁場に対する支配関係に大きな変革をもたらす内容のものであった。

第百九拾五号

従来人民ニ於テ海面ヲ區劃シ捕魚採藻等ノタメ所有致居候者モ有之候處 右ハ固ヨリ官有ニシテ本年二月第二拾三号布告以後ハ所有ノ權無之候條 従前之通所用致度者ハ前文布告但書ニ準シ借用ノ儀其管轄廳ヘ可願出 此旨布告候事

明治八年二月一九日 太政大臣 三條實美

これを受けて千葉県では、期限を定め、拝借願を出すように指示している。だが、この示達は村々に大きな混乱を起こし、漁村によっては漁場秩序の回復をめぐって、その後も長く苦慮しなければならぬ所もあった。

当時、人見村の海苔営業は、一〇カ年間年季の請負方式がとられていた。たまたま明

治八年はその年季満限の年で、更新の時期であつた。それだけにこの布告は古株仲間
大きな衝撃を与え、県令布達があつたにも拘わらず、海面拝借の願出がされていない。
一方、新株・無株層は、この布告をよりどころにして、海面の公平な利用の実現を期待
したのは当然である。急進派の人たち約六〇名は、明治一〇年に五名の総代をたて、県
令宛の下記の伺書を人見村の所属する第三区役場に提出している。

このように海面の公平な利用を要求する勢力のなかには、維新とともに帰農した二一
名の無株主、なかでも、やがて株解放運動を指導する旧武士大草長七郎も総代人として
加わっている。この伺書から察するに、前述の太政官布告はもちろんのこと、村のすべ
ての家が海苔営業をしており、元來、「地代金株金」などというものは上納していな
つたこと、とりわけ海苔生育に好条件の海面を独占していた古株主にしても「根元株主
地代金」は納めておらず、古株主といえどもなら海面を占有する権利のないことなど
を述べている。

しかし、この伺書は、なかなか思いどおりに運ばず、再三の上申書を提出したにもか
かわらず、新株無株主層の要求は受け入れられていない。察するにこの時期、かなりの
混乱があつた。だが、こうしたことが動機になつて、やがて海苔場の全面的な解放運動
につながるようになる。その指導的役割を果たした一人が大草長七郎であつた。

なお、明治一一年一〇月下旬、大堀村の平野武治郎は、暴風のため流失した筵を收拾
して上柵場に建てなおしたところ、最初から上柵に建てた筵よりも生育、品質ともに格
段に良い海苔のできることを発見した。この偶然の体験をもとに以後四年間ほど、この
移植試験をくり返し、「筵移植法」を完成した。この方法は、従來、孢子の付着の無い

海苔場営業之義二付伺書

第三大区九小區

上総国周准郡人見村

海苔営業新株無株

六拾名総代

天笠 久八

酒井市三郎

小松 直吉

守 市十郎

大草長七郎

右奉申上候当村之義者三冬口早春迄漁業一切
無之文政度海苔稼開業右度ノ營業候者古株と唱
三拾六株式拾名ニ而所持慶応度ノ營業候者新
株与唱百八株百八名ニ而所持明治元年帰農且家
名願濟之者式拾名無株与唱多寡有之候得共闔
村一同右營業仕居候元來地代金株金等上納候
義ニ而決而無之前々拾ヶ年季微少之連上相願
稼來一昨八年季満限ニ有之然ル処同年十二月
太政官第百九拾五号同年二月第廿三号御布告以
後は海面官有ニシテ所有之權無之從前之通所用
致度者は御借地可願出旨之御布告御承仕候右御
借地相願候ハ自恣ニは被相願間敷亦定村名ヲ以
出願勿論ニ可有之候於然ハ稼方之義も闔村一同
無不公平稼方仕至当之義ニ可有之依而公納面区
村費其他諸役等毛頭不公平無之ニ付於稼方ハ猶
更不公平無之候而尤至順之義与覚悟仕候前願古
株杯与唱候而も根元株主地代金等上納候義ニ無
之候得共全ク私称迄之義ニ而一昨八年両度之御
布告有之上ハ村内ニ而も右營業所望無之者ハ格

場所でも海苔養殖場としての開発を可能にするなど、きわめて画期的なもので、明治一六年から二〇年にかけて、この附近一帯の海苔場にいち早く普及したのである。と同時に、海苔移植法の発見は、これまでの海苔場の秩序に、直接・間接の変革をもたらすことにもなった。

一方、明治一四年三月には、東京・神奈川の主要沿岸漁村の代表が神奈川宿に集合して、内湾漁業に関する契約書を交わしている。この組合議定の主な対象は沖合漁業で、六月には千葉県下の漁村の代表者も加わって、漁具、漁法、漁期や漁区の規制など、さらに検討が加えられている。全文は八条からなり、そのうち四・五・六・七条はもっぱら小晒さしあみ網業の規制条項になっている。

小晒という一種の長網を使用する小晒網漁業は、東京湾の海口にあたる神奈川三浦郡鴨居村から八幡久里浜村、さらには千葉県平郡勝山村より保田村にいたる漁法で、この小晒網漁業をめぐる緊張関係は、その後も各地で起こり、人見浦周辺でもその対応に迫られることになる。なお、明治一六年六月の神奈川浦集会を契機に、これに加盟した漁村は、従来の四四浦に新たに四〇浦が加入し、事実上、内湾の全浦を網羅する大きな組織に発展している。

明治一七年、政府は「同業組合準則」を公布し、これに基づく漁業者団体の設立を勧めた。そして、明治一九年には「漁業組合準則」が公布され、これに基づいて同年、人見村漁業組合が発足している。議定内容は明らかではないが、おおむね既得権者を優遇する措置がとられている。そして明治二三年および二四年とひきつづき仲間議定を行なっている。当時の海苔養殖業の概要を知ろうとて貴重な資料であるので下記に紹介し

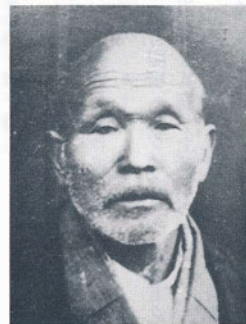
別於所望之者ハ不公平無之一同之營業元々不及論義与相心得候得共私ニ決定仕兼候間營業出願差扣可否奉伺候季節有之候稼方之義ニ付急速御指令被成下度此段奉願願候以上

明治一〇年一月廿九日

右総代人

(頭書の五名氏名・印、略)

千葉県令 柴原和殿



平野武治郎

ておこう。

Ⅲ 明治後半の漁業関係

漁業関係における明治後期の主な動きは、なんとといっても海苔株の解放運動が進展したことであろう。これは、明治新政府が明治八年に布告した海面「官有」に勢いをえた新株仲間が漁場の支配関係の改革を迫ったもので、この時期、漁場をめぐるさまざまな訴訟問題が起こっている。とくに古株仲間と新株・無株仲間の主張は正面から対立し、長期にわたる法廷闘争も、明治二九年一月の大審院における「上告棄却」の判決によって、新株・無株仲間は海苔場開放に成功することになる。そして、明治三〇年の秋からは、原則として一人五柵ずつ平等に海苔営業を行なうことになったのである。

明治三四年四月には、政府による最初の漁業法が成立し、翌三五年七月一日から施行されることになった。これに基づいて、人見村でも漁業組合設立の準備がすすめられ、明治三五年一〇月三十一日に組合創立総会が開催されている。組合員は一七三名であった。

設立総会の議題は、①組合規約決議の件 ②組合経費予算および徴収法決議の件 ③組合の享有行使すべき漁業権取得方法決議の件 ④組合創立費用および償却方法決議の件 ⑤組合役員選挙の件 の五議題となっている。また第二回総会は翌三六年二月二十九日に開催されており、その議事録から察するに組合役員は理事・天笠作十郎、監事・石井源三郎、高橋藤吉郎、会計係・佐野喜太郎であったと思われる。組合事務所の位置は、人見神社山麓下の神門側で、明治三七年の組合財産目録によると、事務所の規模

議定証

- 一、居浦海苔場柵間数（キワ拾五間ヲキ式拾間幅七尺）相定メ建込可致事
 - 一、海苔場所建込之義ハ一同協議之上場所見立年々間数ヲ伸縮スル事アルベシ
 - 一、海苔柵数ノ義ハ天然海面干潟ニ変更有之節ハ一同協議之上建込柵数増減可致事
 - 一、龜朶建込ハ秋季彼岸ヲ期トシ、抜取ハ翌年五月ヲ期トナシ若シ抜取ラザルトキハ世話人立会一同ニテ抜取ルベキ事
 - 一、柵建込後世話人エ無談ニテ場所替致間敷事
 - 一、建龜朶烈風洪水ニテ抜ケ候節ハ、世話人并ニ番人ニテ取集メ抜ケ株ニ応シ割渡シ限リニ拾取建込為ス事ヲ得ス
 - 一、海苔株ノ者共場所ニ進退ノ義ハ、採引引汐ニシテ取上リ仕舞ハ上ケ汐ノトキ番人洞（法螺貝ヲ以テ発声シ速ニ場所退去スヘシ、夜間自儘ニ出入スヘカラス
 - 一、海苔稼場ヘ對シ妨害ヲナス者有之トキハ一同協議ノ上其筋ヘ上訴スヘキ事
 - 一、海苔場ニ関スル諸入費一切営業者ニ於テ出金可致事
 - 一、臨時費用多端ニシテ海苔営業者一時出金難致節ハ該営業者即チ仲間ノ者ニテ建柵ヲ為シ右費用ニ充ツル事ヲ世話人ニ托ス事アルベシ
- 右之通り堅ク相守リ聊違約致間敷候依之議定証如件

明治二十三年六月一日

周准郡周西村人見

営業者 守彦六（印）

（他三〇名、省略）

は間口二間半、奥行五間となっている。また、当時の組合の備品類をみると、椅子・テーブルといった洋式家具類を、人見の守勇吉大工に託えて備えたり、八日巻ボンボン時計を購入するなど、なかなか洒落ている。人見村は新たな秩序のもとに、近代村落への脱皮を開始したのである。

Ⅳ 大正期の漁業関係

大正期に入って漁場における大きな変化は、まず、貝類養殖業が導入されたことである。人見地先では、大正元年に区画漁業権第三種に該当する第二四号漁業権を取得しているほか、大正二年にはさらに大堀地区との入会海面を対象として、第七三号免許を両地区共同の出願で獲得している。さらに大正一〇年には、小糸川の河口沖合いに区画第三七一号漁業権を設定している。つまり、地先海面の広い範囲にわたって貝類養殖漁場が設定されたことが、この時期の特徴である。

これらの貝類の養殖場は、すべて入札による賃貸経営がとられ、組合はそれによって賃貸料収入をえている。

そのほか、海苔養殖業に関連する主なできごとを時系列で追ってみると、まず、大正四年には、天即位記念の共同施設事業の一環として、千葉県水産会の決議による灯台の設置が行なわれたほか、大正七、八年には海水比重観測器機が設置され、定期的観測が行なわれている。また、竹筴使用の実験に成功し、木筴に代わって竹筴が普及しはじめたのも大正八年ごろ。大正一〇年には海苔乾燥機が登場している。人見地区は、県よ

明治35年度 (10~36.3) 予算表

取入項目	収入額	支出項目	支出額
漁業料	130円19銭	創立費	35円00銭
内 海苔養殖	80.84	事務費	84.50
地曳網	2.50	内 役員報酬	24.00
鵜縄網	1.65	事務員給料	39.00
藻打瀬	29.40	事務所修繕	3.00
釣 縄	14.40	備品費	10.00
小 釣 漁	1.40	消耗品費	4.00
		文具料	1.00
		通信費	50
		会議費	8.00
		遭難救恤費	5.00
		子備費	2.69
計	130.19	計	130.19

備考 収入：海苔養殖1人約47銭 地曳網1統2円50銭
鵜縄網1統1円65銭 藻打瀬網1統60銭・49人
釣縄1艘20銭・24艘 小釣1艘20銭・7艘

明治37年度組合財産目録

種目	数	備考
建家	1棟	間口2間半、奥行5間
時計	1個	M36・精工社木目小形八日巻ボンボン 真元村山中竹治郎より、3円
椅子	2脚	
テーブル	2脚	M36・守勇吉製造、3円80銭
火鉢	4個	M36・大畑小泉兼吉より、1円40銭
腰掛	2脚	M36・守勇吉製造、60銭
置戸棚	2脚	M36・守勇吉製造
桐箱	1個	M37・人見今村寅吉より、80銭
湯沸	1個	M36・二間塚須藤友吉より購入
ランプ	1個	

註：明治41年目録では宅地15坪（評価5円）、建設12坪5合（100円）、諸債券100円などが目立つ。Mは明治の略。

り二五円の補助をうけ、神門の通称「芝地」の一角、消防器庫に接して海苔乾燥機が設置された。そして、大正一一年には海苔附着検鏡検査の実施など、海苔養殖技術は着実な進歩をみせている。

しかし一方では、東京湾の漁場環境がしだいに悪化し、海苔の収穫に微妙に影響しはじめたことも事実である。特に、大正一一年に起こったコレラ騒ぎは、ちょうど海苔簀の建て込み時期と合致して、漁場に混乱を起こしている。

このコレラ騒ぎは、同年九月、福岡、長崎両県にコレラ患者が発生し、東京内湾沿岸の村落でも警戒体制がとられたが、一〇月、千葉県下にコレラ患者が発生。約二〇日間にわたって東京府下への鮮魚の輸送禁止、京浜市場の休業措置がとられたもので、沖合漁業の受けた被害はきわめて大きかった。

こうした影響もあってか、大正一二年と一三年は海苔も不作に終わっている。内湾の環境汚染と同時に海苔の密殖もその一因と思われたが、その確かな原因を捉えることは困難であった。また、大正一三年には、小糸川河口のいわゆる大堀村との入会海面で、海苔が朱色に変色し、発育した海苔が浜から脱落する被害が起こっている。このときの被害は、約六、五〇〇円にもなった。

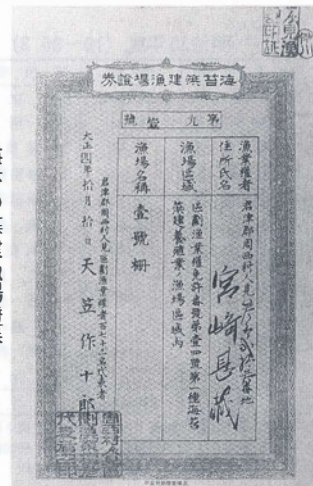
大正一五年には、君津郡水産会が棕^{しゅうろ}縄を材料とする網^{しゅ}筥の試験を実施しているほか、動力漁船が東京内湾に登場したのも大正末期である。

他方、専用漁業についてみると、千葉県では大正八年に「漁業取締規則」を改正し、許可漁業の追加、魚類等の採取期間および採捕体長についての制限を強化するほか、漁具や漁法、さらに拾い海苔区域などについて制限や新たな規制を設けている。いわば魚



ゴミ拾いから海苔付けまでの昔の作業風景

海苔の築建漁場證券



類資源の保護を目的とした県の措置であったわけで、人見漁業組合では、その後、専用漁場内における漁業について、次のような制限を行なっている。

① 打瀬網、手繰網、藻打瀬網、藻手繰網ニ使用スル網目ハ五寸ニ付一二節以上ヲ使用スルコトヲ得ズ

② 介類採取ハ籠目、簀目六分以下ノ腰捲、八分以下ノ大捲ヲ使用スルコトヲ得ズ

③ 全長八・五センチメートル（二寸八分強）以下ノ車蝦えびハ採捕スルコトヲ得ズ

組合員本組合ノ有スル専用漁業権ニ属スル漁場ニ於テ左ニ掲グル漁具ヲ以テ水産動物ヲ採捕スルコトヲ得ズ

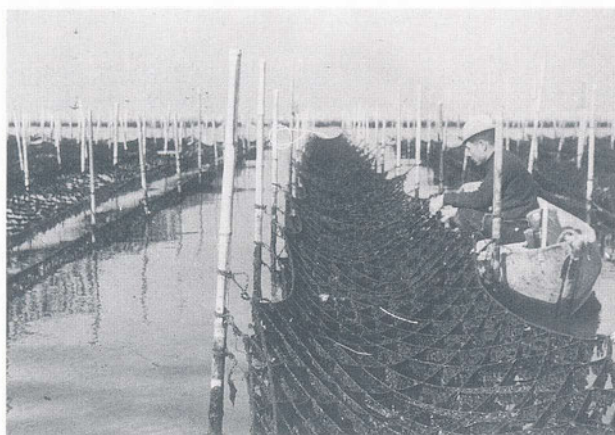
① 火光利用のもり ② 蝦搔網（方言パッチン） ③ 蝦搔（一名蝦萬鋏） ④ 齒ヲ附シタル萬鋏桁網

しかし、こうした漁場規制は、同時に東京湾内の他組合の漁業者とも関連があり、各組合相互の調整などが必要とした。そしてときとして、他浦漁業者との間に緊張関係が起こることもあった。

なかでも桁網漁業には、過去からの長期にわたる紛争の歴史があった。

この問題に直接関連するのは、富津組合を中心とする君津郡下の専用漁場と、対岸の神奈川県下の主として子安漁業組合の沖合漁業者である。この両地区沖合漁師間には、すでに近世以来、長年にわたって出入り関係が絶えなかつたのであるが、明治以後における漁場紛争の主因の一つは、神奈川県側の萬鋏打瀬漁師たちによる、君津郡下の組合専用漁場内における操業にあった。

千葉県側は、行政ルートを通してその防止対策を要求してきたが、効果は必ずしも期



海苔養殖に画期的な改革をもたらした網築

待できなかった。

萬鈹打瀬というのは、桁網の一種で、俗に大テグリと呼ばれ、長さ一尺ほどのマンガで海底棲息の魚類を根こそぎ捕る漁法で、一丈ほどもある大型帆船で操業していた。

この漁法による被害は専用漁場内の漁獲のみならず、海床をも破壊することになった。船が大型であるため、発見しても移動が早く捕えることは容易でなかった。とくに南風の強い時に、専用漁場に侵入してくるのだが、海上のことで境界が不明確であることから、抗議も決定的なキメ手を欠いた。

そこで君津郡下の組合では、海上に浮標の設置を要求したが、明治四五年三月、県の回答は「強度ノ風波ニ遭遇セハ到底其ノ位置ノ安全ヲ保持シ難シ」ということで、それに代って「専用漁業連絡図」を作成し、送付するということであった。しかし、この漁業図ニ依リ絶対ニ侵入スル事ナカラシム事ハ容易ニ期シ難キ事ト被認候ニ付、不知不識ノ間ニ萬一漁業区域内ニ於テ操業スルモノアルモ穩当ナル手段ヲ以テ交渉ヲ為サシメ決シテ輕拳無之様」という注意書き付きであった。

行政局のこうしたなまぬるい対応は、危惧したとおり事態の改善にはほとんど役立たなかった。

しかし、大正八年、千葉県漁業取締規則の改正を契機として、君津郡下のとくに被害の大きい人見以西、富津にいたる各漁業組合の主導によって、君津郡桁網防止連合会が結成され、桁網の侵入に組合連合をもって対処することになった。事務所は当初、大堀漁業組合に置かれ、監視海面を一区（富津、新井、西川）、二区（大堀、人見）にわけ、警戒船の出動区分を設定するなど、組織的な対応が実施された。

他方、行政当局は、双方の緊張の緩和と、紛争防止対策のための施策として、協定を締結させ、定期的に親睦会を開催するなどの指導をし、大正七年、その初会合を木更津町で開催した。

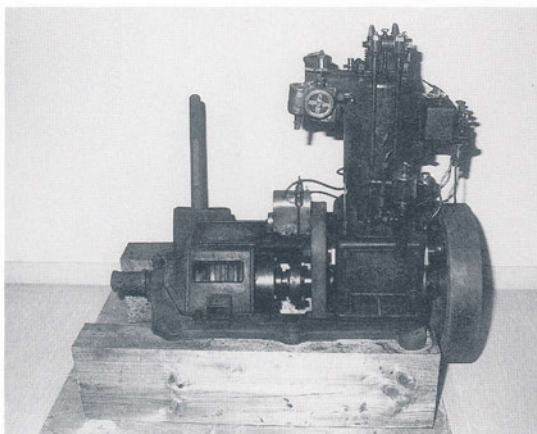
大正七年一月に実現した『東京内湾桁網漁業ニ関スル協定書』の前文によると、

「東京湾内ニ於ケル漁業上桁網使用ニ付、千葉県沿岸漁業者ト対岸ノ神奈川県及東京府下漁業者トノ間ニ利害ヲ異ニシ、出漁ニ際シ常に衝突ヲ惹起シ、舊来ノ親交破レ圓滿ヲ欠クコト多年ニシテ、相互ノ不利不便不勘シテ、以テ茲ニ兩沿岸ノ漁業組合代表者相会シ協議会ヲ開催スルコトトナリ、数日ニ渉リ討議折衝ノ結果、互ニ交譲妥協ニヨリ左ノ事項ヲ協議決定シタリ。……（以下略）」

というものであった。双方の緊張関係がこれまでいかにきびしいものであったかを、行間から読みとることができよう。協議決定の主な内容は、千葉県側の桁網漁業の禁漁区設定および境界線に浮標を設置することと、違反者に金五〇円の損害賠償を義務づけたことである。

この協定には、千葉県側から大堀漁業組合をはじめ、翌年、連合会の結成に参加する九漁業組合の理事、神奈川県からは、横須賀市瀧頭町、根岸、子安、神奈川の各漁業組合理事が出席し、調印している。

こうして、漁業組合レベルではどうか双方の合意をみたのであるが、しかしその後にも協定違反事件はしばしば発生しており、協定の実行は容易でなかったようだ。さらに、昭和五年には監視警戒船出動区分に、青木（第一区）、坂田・畑沢・小浜（二区）を加え、各区ごとに常時、監視船が境界線を巡視したが、経費の都合上、同年から富津、青



動力漁船に使用された発動機（チャカ）

木、大堀、人見の四カ所の海岸に見張所を設置し、陸地から常時監視する体制にきりかえている。しかし、さきにもみるような違反操業は、漁船の動力化の普及に伴い、神奈川県下の漁民だけに限定できなくなった。

昭和一五年の事業報告によると、「近年各漁船ノ機械化ニ連レ独リ神奈川地方ノ桁網船ノミニ限ラズ、外房地方ヨリ介桁機船底曳網ノ侵漁、船橋地方ニ多々アルヲ以テ之等ノ監視ニ就テハ充分留意」するよう警告している。

このほか、大正一〇年には特殊な漁業問題として、横須賀鎮守府を中心とする海上演習があり、そのつど危険水域内での操業が禁止された。また大正一一年にはコレラ騒ぎで、沖合漁業は大きな被害を蒙ったことなどが特記されよう。

V 昭和前期の漁業関係

大正中期から昭和初期にかけてわが国の経済は不振をきわめ、特に昭和四年は世界的な経済恐慌に見舞われた。

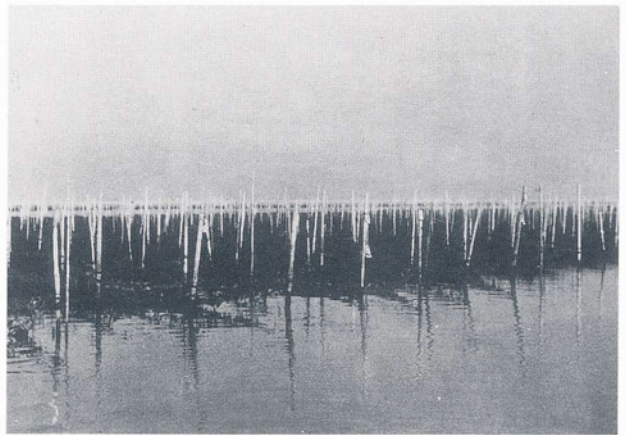
その苦境のなかで農漁村も例外なく荒波を受けることになるが、ただ農業においては着々と産業組合の組織づくりが行なわれ、それに合わせた経済機構の再編成も進められていた。そういう意味で漁業の改正が行われたのは昭和八年である。同改正は、漁業組合の広汎な経済活動ができるように意図したもので、機能の拡大、その他に創意が加えられている。たとえば出資制や責任制が認められ、共同施設のほか、販売、購買、信用事業などが実施できいわゆる経済更生に重点をおいた改善が行なわれている。

人見漁業組合では、保証責任漁業協同組合に組織を変更し、組合員は一口三〇円の出資金と一口五〇円の保証金をそれぞれ一口ずつ拋出している。ちなみに、当時の海苔一株の売買価格は四〇〇円前後といわれ、漁民にとって相当の負担であったことがわかる。組合ではこれを機会に、貝類養殖、おごりの採取場の一部を自営に切り替えている。

昭和一七年の漁業権免許の更新を機会に人見漁協では、これまで天笠作十郎ほか一七二名の所有する漁業権、すなわち海苔築建て養殖業漁業権免許区第一四号と二八号を組合に移管させている。その際、二株以上所有する組合員の海苔株については一株一、〇〇〇円で買収した。そして、毎年、組合員から海苔柵の希望をとり、公平に配分する方法に切り替えている。

同改革は、戦時体制下という背景もあったが、戦後の農地改革に匹敵する生産者優位の漁業改革として注目されたものである。この時期は家族労働の中心的な担い手である男たちが、軍隊や軍需工場へ動員された関係もあって、組合を離脱する者や権利を譲渡する者がでた。反面、その権利を買って新に組合へ加入する者もあり、組合員の変動が顕著であった。

さらに昭和一九年には、前年に公布された水産団体法に基づいて、人見・大和田・坂田の三漁組が統合し、君津町漁業会として発足した。しかし、新しい組織になっても、漁業権は従前のまま旧漁組に属し、実質的な変化はほとんどみられなかった。



人見浦の築作

VI 戦後の海苔養殖業

人見・大和田・坂田の三漁組が統合して発足した君津町漁業会も、昭和二四年の漁業法の公布、水産業協同組合法の制定によって解散し、新たに漁業協同組合が結成されることになる。人見と大和田は引続き同一組織で活動することにし、名称を「君津漁業協同組合」としてスタート。坂田は単独組織として「坂田漁業協同組合」を名乗った。

生産漁民による前述の自主的な漁業協同組合の設置と同時に、漁業制度改革の中核ともいえる海区漁業調整を行なうことになった。これは旧来の漁場関係を再編成し、海面の総合的利用による漁業生産の発展をねらいとするものであった。たとえば君津町内の三地区の海面をみると、組合員一人当たりの海苔養殖漁場面積は、人見九四〇坪、大和田・坂田はそれぞれ二、五〇〇坪。さらに船橋市は四、七〇〇坪もあり、こうした地先海面の格差を是正するのが海区漁業調整のねらいであった。

この改革に当たって調整委員会が組織され、翌二五年には海区の設定が行なわれた。君津漁協の地先海面は東京湾東海区に属した。同海区は、県内東端の浦安町漁協から、南西端の富津町漁協の四二漁協から構成され、同年一〇月から作業を開始した。が、作業開始早々から各漁協の虚々実々のかけ引きで混乱した。

当然のことながら区画海区の比較的広い漁協では自浦の漁区が縮小されることを嫌い、逆に海面の狭い漁協ではその拡張を期待する。また共同入会海面をもつ場合や、境界をめぐって対立関係にある漁協間では、その有利な解決を要求するなど、委員会に対

する陳情が殺到したのである。

君津漁協およびその周辺地先にかぎって主な争点をあげると、①人見・大堀の共同入会海面の境界問題 ②比較的広い海面をもつ坂田漁協地先海面への他地区からの入漁問題 ③木更津市および君津郡内の海面の統合と公平な漁場使用の実施、などであった。

このうち、第一の争点については、その境界設定をめぐって両地区の要求がくい違い、結局、大堀六、人見四の割合で分割した。坂田と大和田の共同漁場は折半で決定した。いかなれば大堀との入会海面で譲歩した分を坂田側の共同漁場で補完したことになる。坂田側の入漁権は四〇柵であった。このほか君津漁場は、木更津北部の金田・青柳に一三〇柵余、船橋に約七〇柵の入漁権を新たに取得している。その点、坂田はさらに他の組合に九〇柵の入漁権を割譲している。このように海区調整は結局、各漁協ごとの個別的な解決に終始せざるをえず、第三の争点はほとんど問題にならなかった。

そこで海区調整による君津漁協の漁業権利を集約すると、次のようになる。

- ① 区画漁業権第一種海苔^{あまぎ}築建て養殖漁業免許第三二号（旧大和田漁協海面）、同第三号（旧人見漁協海面）
- ② 共同漁業権第一種（浅^{あまぎ}蛸、蛤などの貝類、おごのり、餌虫など）
- ③ 同第二種（簀^{あまぎ}建て、鯛・マス網漁業）
- ④ 同第三種（地曳網漁業権）
- ⑤ 前述の他地区への入漁権

君津漁協としては漁区シェアーを拡大したことになる。

ところで戦後の海苔養殖業は、生産量において、年々、増加の傾向にあった。しかし、

二六年ごろから東京湾は工場排水による汚染がめだちはじめ、船舶による重油被害も出はじめている。特に川崎製鉄千葉製鉄所の高炉に火のはいる二八年ごろからは、千葉県も産業構造の近代化を指向し、海洋汚染は高まるばかりであった。この時期、「海苔腐れ病」が出はじめ、漁民を悩ました。海苔の根元から腐るこの病気は、過密養殖あるいは海洋汚染に起因していると思われたが、その確かな原因はつかめなかった。三〇年前後から海苔作りは豊凶の差がはげしく、不作のときは船橋や対岸の神奈川県まで生海苔を買いに出かけ、それを加工して売る、いわゆる買い海苔業も行なわれた。

君津漁協では青年層を中心に海苔養殖研究会を組織し、水温や潮流の継続的な観測を行なうなど、海苔作りの安定に科学的研究を加えるようになったのもこのころである。加えて昭和三三年には、県水産試験場の指導のもとに「人工採苗法」による種付け技術が開発され、直ちに実用化された。同法の特色は、海苔の付着がより確実となり、特に、自浦の海面に良好な種子場や抑制場を持たなかった漁協にとって、きわめて画期的な技術開発であった。労力、費用の面からも海苔作りに格段の効率化をもたらした。君津漁協では、三四年に大和田地先に採苗舎を設置し、三五年から専従の人工採苗技術員を配置して、新技術の導入と普及に万全を期した。

海苔作りには、柵の割付け、抽選による個人への柵配分、古筵の抜き取り、みおぼ掘りや漁場整理などの事前準備が必要で、共同事業を原則とした。また収穫期には盗難対策などが必要であった。

海苔採取期に監視の対象となったのは、拾い海苔業者である。これには船を利用した桁曳きと、タモによる掬い、の二種類があった。それも拾い海苔を半專業とするものか



海苔の人工種付け

ら、主婦の家計補助的なもの、さらに組合員以外の者でも地区居住者であれば、一定の入漁料を組合に払って拾い海苔ができた。その多様な拾い海苔業者や個人を管理し、統制下に置くのは困難をきわめた。おまけに業者や個人の数は、年によって変動するのが常であった。ちなみに三六年当時の非組合員の業者数は、大和田・人見にそれぞれ六名、神門は五八名であった。なかでも、被害の大きかったのは、他地区の桁曳き業者によるもので、その監視には関係者も神経を悩ました。同問題は、漁協相互間にしばしば緊張関係を生じさせることもあったのである。

海苔養殖業のほかには、延縄、打瀬、一本釣などのいわゆる沖合漁業や、簀建て、地曳、養貝（浅蜷、蛤など）、おごのり、餌虫採取などの漁業が営まれた。このうち養貝漁業は漁協の直接事業で、同組合の主要な収入源でもあった。その貝類の採取は、一定の時期を決めて、組合であらかじめ指定した作業員に行なわせた。作業員は組合員に限定せず、資格があれば採取でき、収穫物は組合が買取する方法をとった。

簀建て、地曳網、おごのり、餌虫採取などの漁業は、毎年、入札等で業者を指定し、入漁料を徴収する方法がとられた。簀建てや地曳網は観光や娯楽として人気があり、夏場の最盛期には、地元の海苔養殖漁業者を臨時に雇用するほど多忙をきわめた。

以上が海苔養殖の主な変遷であるが、その海苔養殖も漁場環境の悪化や工業化の波に勝てず幕を降ろすことになる。漁業権譲渡については後述するとして、その前に漁業組合と村落の関係について、その概略を述べておこう。

組合と地区の関係は、漁業への比重の高い人見と、比重の少ない大和田とでは、多少の違いがみられた。両地区とも、組合と地区は別だての組織ではあったが、人見の場合

は、組合の総代人が各種の有力者から構成されていた。したがって、地区運営に関する協議もこの有力者によって行なわれ、地区経費も組合や漁業者に依存するところが大きかった。

組合の主催する浜関係の祭祀行事をはじめ、地区の各種の祭祀行事の多くも漁業と関連しており、さらに青年団や消防団なども、その主体性は保持しながらも、漁協の運営に参加する機会が多かった。組合員に限らず、地区の人々は拾い海苔や漁業資材の販売、さらには臨時雇用など、その依存の度合に差はあっても、いずれも漁協との関連があったといえる。

さらに沖合漁業についてのべると、二・五〜四馬力程度の小型漁船を使用し、主要漁場は地先沖合、東京湾であった。しかし、この時期、駐留軍の防潜網が大きな問題となっていた。

昭和二六年一月、千葉県君津郡富津岬の第一海堡から、第二海堡および第三海堡を経て神奈川県横須賀市旗山崎にかけて、駐留軍の軍事施設として防潜網が設置され、漁船の航行が不可能になった。さらに昭和二七年一月五日、海上保安庁によって、君津郡天羽町地先から神奈川県横須賀市の旗山崎および観音崎を結んだ海域四七平方キロメートルは、投錨禁止区域に指定され、同年八月三〇日には、総理府により、東京湾浦賀水道投錨禁止区域に対潜聴音機の敷設が行なわれた。

これら駐留軍による軍事施設の設置に伴い、漁船の操業は著しく制限されたりえ、東京湾における回遊魚の魚道が断られ、操業区域もはなはだしく縮小されることとなり、平年推定漁獲量は大きく減少した。この操業制限を受けた本県の関係漁協数は、浦

安から館山市までの五四組合であった。その経営者は三、六五六人、漁業従事者は七、二六〇人で、この制限によって極度の困窮状態に陥った。このような事情から、昭和二九年四月には関係漁業者で東京湾軍事施設被害対策委員会を設け、県とともに投錨禁止区域の撤去ならびに漁船航行のため防潜網の一部開口について、東京調達局に対し強く要望した。その結果、防潜網については昭和二九年六月に富津岬第一海堡から五〇メートルの間が開口された。その後、昭和三〇年四月一八日、防潜網の全部が撤去されるとともに、投錨禁止区域も約七分の一に縮小された。

これら軍事施設に伴う漁業損失補償については、防潜網敷設期間にとりなり分として、直接影響を受ける組合に対し、昭和二七年四月二九日から昭和三三年六月三〇日までの制限期間中の漁業損失補償が行なわれた。つまり、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律に基づいて、補償金が支払われた。君津漁協についてみると、昭和二七年度は八三二、二三五円、昭和二八年度は一、一三三、〇六五円となっている。

昭和三六年の沖漁業者数は八四名（うち非組合員一名）で、地区別では神門の六七名が圧倒的に多く、大和田はゼロであった。また、神門地区の沖漁師は、冬季は海苔作りに従事する人が多かった。これらの沖漁業者は漁師団を編成し、さらに延縄、打瀬漁業者もそれぞれ仲間を結成していた。

VII 漁業権譲渡と企業進出

(1) 南下する工業化の波と埋立て問題

昭和二六年六月に発生した朝鮮動乱の特需ブームを背景に、活力をとり戻した日本経済は、三〇年代に入っていよいよ高度成長期を迎えることになる。いわゆる近代化と技術革新のなかで、わが国のGNPは驚異的な伸びを示し、世界から奇跡として注目された。

その高度成長を支えた工業化社会に対応して、千葉県も産業構造の近代化を指向し、産業振興計画や総合開発計画を発表した。そして同計画に基づいて、五井・市原・幕張・船橋地先約三、三〇五ヘクタール（約一、〇〇〇万坪）の埋立て計画を発表。三二年一月、旭硝子他一七社が五井・市原地区への進出を決定した。いわゆる京葉工業地帯の形成である。

一方、戦後の君津町に眼を移すと、二二年四月、地方自治法の施行による第一回の知事・市町村長選挙が実施され、初代町長に鈴木誠一が当選した。そして二六年四月、再選に成功した同氏は、戦後の混乱から復興期に入ったわが国経済に歩調を合わせた君津町の経済振興対策に努力を傾けた。そのころの君津町の経済は、一戸当たりの平均耕作面積八反歩、平均年収三六万円。これは全国農家の三分の一のレベルで、町予算も一、六五九万円に過ぎなかった。

昭和二六年、小糸川河川改修工事の進捗状況を視察した鈴木町長は、この小糸川の水

資源を利用した工業化に着目し、農工商全主義をうち出した。その内容は、小糸川尻付近から木更津にかけての内湾を埋立て、工場を誘致する計画だったようだ。柴田知事にも陳情して同意をえたものの、結局、この計画は実現にいたらなかった。しかし、君津町にも工場誘致の動きがあったことは注目に値しよう。

はたして三二年一月、埋立て騒ぎが起こっている。これは民間の一建設会社が計画したもので、人見・大和田地先海面の一部を埋立て、工場を誘致しようというものだった。埋立計画を認めた県では、君津漁協へ同意を求める書類を送付している。ところが、この計画はマスコミによって大々的に報道されたため、坂田や富津の各漁協を刺激することとなった。

同年一二月、君津漁協では臨時総会を開いて協議を重ねた。その結果は、「他町村が反対していることもさることながら、海苔発祥の地に住み、かつ海苔に生活の基盤を依存している以上、これを埋立てることは生活権の侵害になる」という意見が多かった。

しかしなかには、①漁業権は五年ごとの更新であるから、その更新時に県が埋立てを優先させることはないか ②隣接地域にも埋立て計画があると聞く。もし事実なら、われわれの海面だけ取り残されることはないか ③補償額はどのくらいか。申請者を呼んで公聴会を開いてから態度を決めてもよいのではないか、こういった意見を述べる組合員もいた。そして、基本的に埋立てには反対であるけれど、今後、どんな交渉があるか予測できない。もしそういう事態が起きた場合は、そのつど組合員に情報を周知させる必要がある、との理由から埋立て対策委員会の設置を決定した。なお、このときの埋立て問題は、その後、なんらの進展もみせなかったが、新たな状況に対処する対策委員会

が設けられたことは注目される。南下する工業化の波を認識し、いずれこの地域にも波及することを予知していたといえよう。

(2) 再度の埋立て問題と八幡製鐵(株)の進出

(a) 君津町開発対策委員会の設置

京葉臨海工業地帯の造成が南下するにつれ、いずれその波が木更津・君津・富津地区にも波及するのではないかと懸念は、行政当局の間にも強まっていた。このため木更津市が「木更津開発委員会」を発足させたのに対し、君津町も三四年一月に「木更津地区開発対策委員会（仮称）」を設置し、同月四日、第一回の会合を開いている。席上、同委員会は、この会の正式名称を「君津町開発対策委員会」としたほか、その基本方針や具体的活動について打合わせを行なっている。そして一月二日から市原方面をはじめとする先進開発地の視察を実施するほか、地元国会議員を訪ねて東京湾の埋立て計画などの調査も行なっている。そして三五年三月七日、君津町は「君津町開発対策委員会設置条例」を公布した。そして四月一日には、新たに議会議員一〇名、地域職域代表一〇名、学識経験者五名の合計二五名を委員に委嘱している。

同委員会の第一回の会合は、六月四日、町役場で開催され、委員長に鈴木菊次郎、副委員長に鈴木誠一を選んだほか、埋立て・企業誘致・宅地造成の三部門を設けている。

なお、君津漁協は五月の役員改選で白井千代吉を組合長に選任している。君津町の開発問題もまさに風雲急を告げる状態にあった。それに火を注いだのが三五年当初に打ち出された「小川構想」であろう。そして三五年九月、君津漁協は県開発部から、再度の地先海面埋立ての申入れを受けたのである。しかも前回はその対象が君津漁協地先海面の

一部であったのに対し、今回は全面的な埋立てであるばかりでなく、大堀・坂田漁協の地先海面も含む広範囲の埋立て計画であった。以後、埋立てをめぐる動きが活発化するが、その前に小川構想の紹介をしておこう。

(b) 小川構想

昭和三〇年代の初期、東京湾の開発問題が大きな論議を呼んだ。各界の学識経験者による民間の研究機関として設立された「産業計画会議」も、東京湾の埋立てと、これに関連する開発問題を三二年春に発表している。そして、この計画にすでに東京湾横断橋の構想が発表されている。

産業計画会議の一委員であった小川栄一は、この東京湾開発構想にさらに独自の考えを盛り込み、「小川構想」として発表した。同構想は木更津を中心とした富津岬一帯に約一、〇〇〇万坪の重化学工業用地を造成するほか、横須賀と富津岬を大架橋で結び、茨城、千葉、神奈川、静岡の貨物を新道路によって直結する。そして東京都の道路混雑を緩和することを骨子としたものであった。これに伴って小川栄一は、国土総合開発(株)を設立している。

ときの総理大臣・池田勇人と京都大学で同窓同期であった小川栄一社長は、池田総理を訪問し、この構想を説明して協力を要請した。「所得倍增計画」などにみられるように経済通であった池田総理は、この計画に賛成し、三六年七月、閣議了承を得ている。実際、この時期にはすでに八幡製鐵(株)の進出が決定し、後述のようにこれをめぐる漁業権譲渡問題で君津漁協は大詰め段階にあった。小川構想による埋立て問題はその後、県との間にくい違いをみせ、政治的な問題にまで発展することになる。

京葉工業地帯の造成に当たって千葉県では、「千葉県方式」といわれる独特の方法を導入した。これは円滑な資金の調達と、危険な先行投資を防止することを目的にしたものである。埋立て事業は原則として県営事業として実施し、その土地造成に当たっては予め企業に予約分譲し、代金を納入させる。さらに埋立て地内の産業道路、埋立て地と後背地を結ぶ連絡道路、公園、鉄道など、産業関連施設の建設についても進出企業に負担させる、いわゆる受益者負担方式がとられた。

したがって民間企業による埋立てには反対姿勢の県と、閣議了承をかざして迫る小川社長との間に軋轢が生じることになる。この小川構想とのかかわりについて友納元千葉県知事は、回想録『疾風怒涛』のなかで次のように述べている。

「いよいよ本格的な埋立て工事（君津製鐵所）の段取りとなって苦勞したのは、国土総合開発株式会社の小川栄一氏（故人）が、閣議了承事項を振りかざして、埋立て事業を任せろという強談判に及んだことである。この閣議了承事項は、小川栄一氏が構想した、木更津地先一、〇〇〇万坪の埋立てを政府が了承し、これに協力する“という内容で、柴田知事が小川氏と親しい水田代議士（千葉県選出）と対立した端緒となったものといわれる難問題である。小川・水田両氏が相談して、小川氏と同じ産業計画の一員である加納久朗氏を知事候補に引っぱり出した因縁の問題でもあった。

しかし私は、公有水面の埋立て事業は、県が主導権を持つべきであるとして、頑として譲らなかったのである。したがって、私も水田・小川両氏に不満を残したが、菅野儀作氏と藤井丙午新日鐵副社長（故人）のとりなしもあって、小川氏は諦めたのであった。しかしこのことは、それから後にも水田代議士と私との間に感情的なシコリを残す結果



埋立て前の人見浦＝昭和38年ごろ

となった。」

そんな裏面史もあった埋立て問題だが、さて、話を元に戻すことにしよう。

(c) 八幡製鐵(株)の進出

三五年九月二二日、県の要請で君津町の岸町長、杉浦総務課長が県庁に出向いている。このとき木更津市の齊藤助役、分目開発部長も同席した。席上、宮沢副知事は八幡製鐵(株)が木更津・君津地区へ進出の意向があることを説明、協力を求めた。しかもこの話は内密を要するというので、一部関係者のほかには知らされなかった。

このころ八幡製鐵(株)は、三重県四日市市にも進出の希望があり、地盤調査、その他を推進していた。しかし同地は、地盤が軟弱で重工業の立地に不向きであることが判明。千葉県からの企業誘致要請もあって、君津立地が急速に浮かびあがることになる。そして三五年一〇月一九日には、柴田知事から木更津市長、君津町長に「木更津・君津地区海面埋立てについて」次のような通達があった。

木更津・君津地区海面埋立てについて

昭和三五年一〇月一九日

君津町長 岸 周治殿

千葉県知事 柴田 等

千葉県は従来、農水産業を産業の主軸とする県でありましたが、雇傭を増大し、県民所得を高め、県財政の基礎を強化するため、高次産業構造を近代化し、生産力の飛躍的増大を図ることを目的として、昭和三二年度から京葉

工業地帯造成事業に着手いたしましたのであります。

ご承知のように五井、市原地区の工業用地造成事業は、関係各位のご協力により当初の計画どおり進展いたし、埋立てはほぼ完成に近く、現在ではすでに一部企業は操業を開始し、また工場建設に着工いたし、本年度末までには全企業が着工する予定になっております。

さらに県では、京葉工業地帯の優秀な立地条件にかんがみ、国の長期経済計画に基づく鉦工業生産目標達成のため、また首都圏整備計画の一つとして、鉦工業地帯を首都圏周辺に分散させようとする国の要請に応ずるとともに、本県経済の一大発展を図るため、京葉工業地帯造成事業を総合的、計画的に推進することとし、この事業の速やかな具体化によって、最近の工場建設の需要に応じたいと考えているのでありますが、その一着手として、五井・市原地区の造成事業に引き続いて、五井姉ヶ崎地区（約五〇〇万坪）と併行して、木更津・君津地区（約三〇〇万坪）の工業用地（重工業）造成事業計画を樹立いたし、早期にこの事業を実施いたしたい所存であります。

木更津・君津地区の工業用地造成事業については、海面の埋立て約二〇〇万坪と臨海地区の内陸部約九〇万坪（木更津市地区三八万坪、君津地区五二万坪）を計画いたし、重工業の企業を誘致する考えであります。このうち土地につきましても、重工業の企業を誘致する考えであります。

つきましては、土地および漁業権の買収に関しましては、県の事業の目的にご賛同を得て、なにぶんのご協力を切にお願い申し上げます。

なお、漁業権買収につきましては、関係漁業協同組合長あて、別紙の文書を
さしあげましたのでご了承ください。

関係漁業協同組合長宛の通達には、目的達成のため組合の協力をお願いするとともに、
補償、その他の問題について早急に折衝に入りたい旨が記されている。

この通達を受けた漁民のショックは大きく、さらに進出企業、その他具体的な内容が
はっきりしないだけに動揺も大きかったと思われる。そこで君津町では三五年一月二
日、議会全員協議会と開発対策委員会を同時に招集し、県の島村企画課長を招いて説明
を受けている。このとき島村課長から八幡製鐵(株)を誘致したい旨の話があり、企業誘致
問題にはわかに具体性をおびることになる。近江屋甚兵衛の勧めで一五〇数年続いた海
苔の町に、今、大きな変革が訪れようとしていた。

(3) 漁業権放棄の交渉経過

海面埋立てについて県知事から通達を受けた君津漁協では、一〇月二一日、埋立て対
策委員幹部と漁協役員の合同会議を開催し、機能の強化を図るため、顧問として守彰三
前組合長、守市五郎元組合長、資格審査委員長に高浦惣四郎、相談役に秋元国次郎、斉
藤清次郎、坂井有の三町議をそれぞれ委嘱している。そして同月三一日には、役員およ
び全委員による五井・八幡・浜野の視察を行なっている。それでは漁業権放棄までの交
渉経過を、白井組合長の手記も混えながら述べてみよう。

島村課長の説明で進出企業が八幡製鐵と判明した君津町では、三五年一月八日、君

津町開発対策委員会を開催し、次の基本調査事項を決定した。

① 漁家台帳の作成（各組合員の不動産調査、漁業従事者、過去五年間の漁業収入、生活費概算、その他参考資料）

② 八幡製鐵株式会社について（歴史、規模、厚生面、その他）

③ 東京湾の将来性について（沿岸の住民状態、沿岸の地質・土質調査、東京湾の海流、原始漁業の見込み）

④ 漁業および東京湾関係法規（臨海地域開発促進法および土地収容法、河川汚染防止法、その他の現行規制および近い将来に実施、またはできると考えられる規制の研究）

⑤ 埋立て先進地の調査（漁民の動向、補償額と交渉法、転業状況、利権獲得）県内の市原地区、県外の知多半島、鶴崎半島を対象としている。

そして、これを契機に県・君津町・漁業組合三者間の接触が頻繁になり、一月二二日の町開発対策委員会で、鈴木菊治郎委員長が県の申入れに協力する姿勢を示した。これに対し秋元坂田漁業組合長は、漁民を無視した措置と反論している。

一方、君津漁協は、町開発対策委員会の基本調査事項に基づいて、着々と資料の収集や先進地の視察を実施するなど、前向きに対処し、水産庁や県漁政課にも出向いて、海苔養殖・漁業の将来性などを研究している。いわば坂田漁協と君津漁協は、全く対照的な動きをしていたことになる。なお、この時期、雑漁者などの約六〇名が組合への新加入をめぐる強硬な交渉を行なっている。

一二月に入ると、二日に臨時総会が開かれ、県ならびに町開発対策委員会との折衝が激増している。白井組合長の日誌には「こんな風に対策委員会と県からの来訪しきりで

◆歴代の君津（人見）漁業協同組合長

明三五〇	天笠	作十郎
明三九〇	石井	源三郎
明四二〇	天笠	作十郎
大一一〇	守	与吉
昭一四〇	伊川	源藏
昭一七〇	守	廣治
昭一九〇	秋元	猪次郎
昭二一〇	坂井	四郎治
昭二二〇	守	市五郎
昭二四〇	守	市五郎
昭二六〇	守	市五郎
昭二八〇	守	市五郎
昭三〇〇	守	市五郎
昭三二〇	守	市五郎
昭三四〇	守	市五郎
昭三六〇	守	市五郎
昭三八〇	守	市五郎

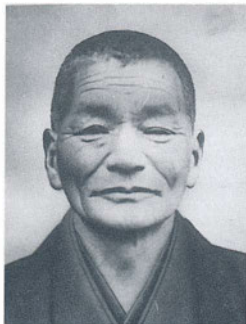
年が暮れ、昭和三十六年の新春を迎えた」と記されている。君津漁協はまさしく激動のなかにあったといえよう。

明けて三六年は、まだ屠蘇気分の抜けない一〇日から町の開発対策委員会が開催された。そして翌一日には、岸町長、高橋助役、鈴木菊治郎開発対策委員長、鈴木誠一同副委員長、杉浦総務課長の君津町首脳五名が八幡製鐵(株)本社を訪問、ホテル国際観光の一室で八幡製鐵(株)首脳陣と会見している。八幡製鐵(株)側からは藤井常務、今井総務部長、武田計画部長等が出席している。席上、藤井常務から木更津・君津地区に立地する新製鐵所の構想が説明された。それによると新製鐵所は、将来、粗鋼年産九〇〇万トン規模にし、八幡製鐵(株)の主力工場とすることを約束している。

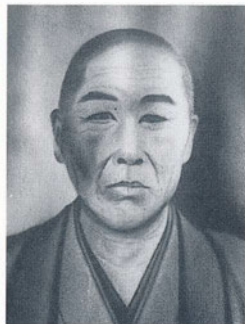
また一六日には、県の補償課員が君津漁協を訪ね、漁業補償額の算定基礎調査に入っている。事態はしだいに具体化の様相を深めたことになるが、組合員にとっては逆に不安を増すことになったと思われる。特に坂田漁協は一貫して反対姿勢をとりつづけていた。このため一七日には、柴田知事から海面埋立に関する再度の依頼文書が同組合に送られている。

二月に入って君津漁協では、一三日に臨時総会を開催している。中心議題はもちろん埋立で問題で、各委員がこれまでの調査結果を報告した。しかし、組合員の反響は冷ややかで、総じて反対の色が濃厚であった。漁業組合には、あいかわらず県や町からの来訪者があいつぎ、組合幹部との打合わせが実施されている。

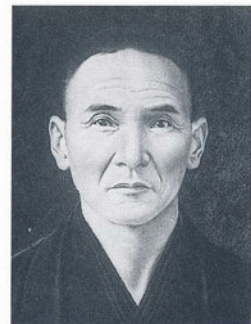
三月の主な動きとしては、君津町ならびに漁組代表による八幡製鐵(株)各所の視察が実施されたことであろう。この視察は、三月八日の町開発委員会で提案され、承認された



守 与吉



石井源三郎



天笠作十郎

が、君津漁組内部では反対派がいきりたち、かなり問題となった。しかし、この視察旅行は、町の予算による町の希望で企画されたことなどを理由に強行された。町当局からは高橋助役、杉浦明総務課長、広部安蔵係員、町開発対策委員から鈴木菊治郎委員長、鈴木誠一副委員長、君津漁組からは白井組合長、斉藤・坂井両相談役、守市五郎顧問、坂田漁協から秋元組合長、水越清、秋元晋の合計一二名が参加している。

三月二六日に出発した一行は、八幡・光製鐵所と堺建設事務所を視察。四月一日に帰着した。八幡製鐵(株)を視察した白井組合長の感想は、①規模、生産高が予想以上に大きいこと ②地域に大きな利益をもたらしている様子がわかるような気がした ③社風などをみて誘致してよい会社と思った、とある。

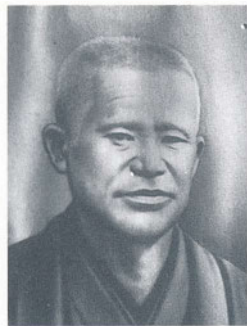
また大坪八幡市長と会見した鈴木(菊)開発対策委員長は、同市長から「このチャンスを逃したら、後世の笑い者になる」と、忠告を受けたそうだ。事実、明治初期の八幡村は半農半漁の一寒村に過ぎず、官営製鉄所の誘致によって、鉄の町として繁栄した街である。

また杉浦総務課長は、君津町の現状を財政、海苔産業の将来など、広い観点から分析し、結論として工場誘致に踏みきるべきであるとしている。ただし、三四〇世帯、一、五〇〇名の漁民の生活補償、転業など、山積する問題をどう解決するかが課題であると指摘している。ともあれ、この視察旅行が町当局や開発対策委員会の関係者に八幡製鐵(株)誘致を決断する大きな要素になったことは否定できない。

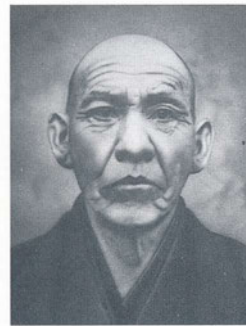
そして四月四日には、県から補償金の金額が内示された。その内容は、一戸当たり漁業補償費六〇〇万円、ほかに沖漁一二七万円というものであった。組合では午後四時か



守市五郎



守廣治



伊川源蔵

ら内示に対する協議会を開いている。白井組合長の手記によると、意地悪い質問が出たらしく、好意を持たぬ組合員の態度を清算する目的で、このとき組合長は進退伺いの形で辞職願を提出している。賛否いりまじる意見のなかで、組合幹部にとって苦悩の日々が続いたのであろう。

四月一〇日には、畑沢組合において、桜井・浜・畑・坂 田・君津の関係五組合の合同会議が開催された。先行する君津漁協と出遅れている他の組合との調整が目的だったらしく、斉藤小浜組合長から共同作戦の動議が出されたが、白井組合長は、現在の君津漁協の動きを後退させる意志のないことを強調した。埋立て反対の坂田、全く意思表示をしない桜井・畑沢の各組合長は欠席している。

この時期、君津漁協内も県の内示をめぐってさまざまな動きや、動揺があったようだ。三〇日、臨時総会が開催され、アンケートによる賛否を調査している。アンケートは五月一日、立会人立会のうえ開票された。回答二〇七、未回答一〇、回収率九五・四％のアンケートの結果は次のとおりであった。

反対 七

交渉してよろしい 一八二

他を見て 一八

意外にも八七・九％の人が交渉に応じる回答を示したわけで、企業誘致に関する漁民の気持がほぼ固まったとみることができる。白井組合長は、あとは生活補償の線だけに絞られたと手記に残している。ちなみに漁家台帳によると、君津漁協の組合員の農地平均は五反五畝、月の生活費は三万円という数字になっている。



平野久次郎



白井千代吉



守 彰三

こうした組合員の反応をふまえて、五月二一日の通常総会では、対策委員を沖漁より一〇名増やし、定員四〇名としている。だが、この時期、組合長および役員を悩ましたのが組合への新加入希望者と大和田の分離問題であった。新加入希望者というのは、いわゆる非組合員である雑魚漁民層で、漁業権を放棄した場合、その対象とならなかった先例もあって、準組合員としての組合加入を希望するものであった。いわゆる電車に乗り遅れまいとする必死の交渉で、なかには補償金目当てに加入を強要する者もあった。したがって、白井組合長は身の危険を感じることもあったという。このため、タンスのなかには常に日本刀を隠し、応対するときには必ず火鉢を挟んで会ったという。これはいざというとき目つぶしに火鉢のなかの灰を投げ、相手がひるむ隙に難を逃れようとする作戦であった。まさしく命がけであったわけで、元軍人であった白井組合長の豪胆な一面を実証するエピソードである。その白井組合長も六一年四月二五日物故した。享年八六歳であった。

一方、このころの八幡製鐵(株)は、三重県四日市市への進出を諦め、高度成長に対応するための新立地を決定すべく躍起となっていた。一応、木更津・君津地区に白羽の矢を立てたものの、坂田漁協など態度不明の漁組が多く、おそらく苛立っていたものと思われる。八幡南下説が流布されたのもこのころである。すなわち木更津・君津地区を諦めて、さらに房総を南下して新立地を探しているという噂であった。

心配した町当局ならびに町開発対策委員会の関係者は、この真偽をたしかめるため、六月九日、八幡製鐵(株)本社を訪れている。応対したのは藤井副社長であった。

そのときの藤井発言を要約すると、「とりあえず製品工場を建設しなければ、当社の

【解散時の君津漁業協同組合員】

守	石	守	大	守	守	守	秋	石	守	守	平	秋	守	佐	守	守	高	白	宮	宮	宮	守	白	高	高	守	守	
井	井	嵩	金	す	平	初	勝	正	謙	次	久	康	博	多	久	米	久	辰	喜	喜	武	要	勝	秋	高	高	守	守
国	国	村	治	多	次	雄	治	次	司	助	次	太	晴	助	七	吉	三	郎	久	弘	雄	次	男	井	橋	浦	彰	守
治	村	寿	治	多	次	雄	治	次	司	助	次	太	晴	助	七	吉	三	郎	久	弘	雄	次	男	井	橋	浦	彰	守
守	高	齊	白	守	白	宮	高	高	高	高	鈴	高	宮	高	秋	大	守	白	守	高	高	村	小	秋	高	秋	秋	守
浦	藤	井	井	井	崎	橋	橋	橋	橋	橋	木	橋	崎	橋	元	森	守	井	守	高	高	田	泉	元	高	秋	秋	守
亀	寅	亀	源	正	由	竹	辰	新	新	仁	市	要	喜	久	功	松	千	市	市	定	五	源	元	高	秋	秋	守	
吉	吉	治	蔵	治	蔵	雄	次	太	太	三	太	策	三	治	治	代	太	太	治	郎	郎	蔵	蔵	橋	元	元	守	

生産計画が狂ってしまう。話が始まってからかなりの期間がたつのに、交渉のメドがつかないのでは進出計画を改める以外にない。もし、君津漁協が六月中に妥結するなら、七月からすぐ工事にかかる」というもので、かなり強い姿勢が伺えた。たしかに同社の三六年一月の設備投資計画をみると、君津第一冷延工場は同年三月着工、三七年九月の完成になっている。

とはいえ、そのころの君津漁協の動きは、「県との交渉は頻繁になるし、各委員会はフルに活躍させなければならぬし、組合員以外の問題も重なってくるし、さらにその上に大和田の分離独立の真意も不明だし、埋立て反対の他組合や反体制派の入れ知恵で反対する一部組合員の動きなど、そのすべてが組合長にのしかかってきて、忙しいこと、忙しいこと……。」と白井組合長の手記には記されている。陣痛の苦しみを満身に受けていたといえよう。

その最大の難関は補償問題であった。県から提示された六〇〇万円では、これ以上の進展はないと考えた白井組合長は、七月一日、役員や幹部にもいっさい相談せず、ただ立会人として守市五郎顧問を帯同して、八幡製鐵(株)本社を訪れ、補償金の増額を要請している。

ところで組合員の希望する金額はというと、七月八日の交渉委員会で一戸当たり八〇〇万円を要求している。そういったやりとりの後、県が最終金額として提示したのが七月一三日であった。場所は木更津の温泉ホテル。当初、県側が提示した金額は六二〇万円、これに対し君津漁協側は七〇〇万円からさらに六五〇万円まで譲歩したが合意に達しなかった。交渉は一時休憩のあと再開され、町当局が仲に入って税金面で考慮するこ

白井重吉	天竺博司	白井惣次郎	登山正治	長島菊雄	白井義雄	大野末男	白井常治	石井莊作	天竺新司	斉藤茂蔵	登山勇	守井きく	石井要次郎	高橋善三郎	白井金二	石井吉蔵	白井吉男	守井義雄	鳥居吉次郎	秋元仲勉	高橋仙蔵	鈴木正義	守井敏武	高橋兼治	高橋晴			
鳥居留吉	白井やす	向井文八郎	天竺ふみ	向井八太郎	川名仙蔵	三浦威夫	渡辺富五郎	田中三郎	天竺すゑ	広部安蔵	天竺安秋	白井安太郎	鳥居三之助	石川正治	白井条吉	白井まさ	川崎新治	天竺元吉	守井清一	守井竹治	石川新蔵	天竺久治	守井清次	守井清春	渡辺市蔵	天竺四郎	天竺作十郎	守井森蔵

とを条件に、両者間の三〇万円の開きを一五万円ずつ歩みより、六三五万円で一応の合意をみた。しかし、この金額で組合員が納得するか、それは不明であった。

七月一四日、小委員会が開催され、交渉委員会による一戸当たり六三五万円、沖漁六〇万円についての審議が行なわれた。沖漁代表はあくまで八〇〇万円に固執して譲らなかつたが、記名投票による採択をとつたところ賛成二八、反対一〇で、結局、交渉委員会妥結の補償金額で臨時総会に臨むことが決定した。

臨時総会は二〇日に行なわれた。午後二時から青蓮寺で行なわれた総会は、開会前、予期せぬ妨害にあつた。反体制派の策動によって、正面参道入口と神門入口の裏門で、漁業権譲渡反対の演説が行なわれ、ビラが撒かれた。ビラの内容は組合長非難に終始していた。が、組合員は意外に冷静だった。会議の進行につれて、まだ反対を主張する人もいたことから、記名投票によって裁決することを全員の同意をもって決定した。

さつそく用紙が配られ、投票が行なわれた。結果は、

賛成 一五七（七五％）
 反対 五一（二四％）
 無効 一（一％）

多数決によって、ついに漁業権譲渡が決定したのである。

思えば小糸川河口で近江屋甚兵衛が海苔養殖に成功して以来、一五〇数年の伝統をもつ君津漁業協同組合の海苔養殖もついに終止符をうつときがきた。それも漁民の人たちが郷土の新たな発展と子々孫々にいたるまでの繁栄を願った決断であり、選択であつたといえる。とはいえ、妥結調印式の日の漁民の心境は複雑で、感慨深いものがあつたと

佐野庄治	登山定治	石井豊吉	田中久五郎	伊川敏雄	吉浜吉司	守安徳	守市五郎	佐寿泰	長孫四郎	守あき	守幸治	吉小三郎	鳥居浅吉	白井友七	高橋すて	広部吉	登山八五郎	平野季	白井喜美	守野利弘	佐野保	向井昇	斉藤文生	佐野市太郎	酒井和男	鹿島才次	齊藤久	芦家信次
松本かね	平野長蔵	石井嘉吉	小松一夫	登山松五郎	石井芳清	田中竹雄	天笠清子	坂井仲二	榎本百郎	白井庄吉	佐野長吉	長田栄吉	石井千代吉	高橋泰山	刈込良祐	天笠英雄	坂井藤太郎	笹本長松	長島石蔵	吉泉みか	小浜伝五郎	吉島敏雄	緒形由太郎	石井安治	山井久	石井久	向井久	佐野博

いづのが共通の心理だったようだ。

妥結調印式は、八月一〇日午前一一時、千葉県庁貴賓室で行なわれた。県側から柴田知事、宮沢副知事は関係部員、君津漁業協同組合からは白井組合長、組合役員、顧問全員、開発対策委員および組合職員、君津町からは岸町長、鈴木（誠）開発対策委員長、杉浦総務課長、広部開発課長など。調印のあと、柴田知事と白井組合長がしっかりと握手を交わした。それはとりもなおさず君津町の新たな出発を意味するものであった。そして、三一日、県は八幡製鐵(株)と「君津町人見地先工業用地造成および分譲に関する協定」を締結した。

なお、埋立て反対の強硬姿勢をとっていた坂田漁業協同組合も方針を変更し、四〇年五月七日、漁業権譲渡を決定。五月二六日、妥結調印式を行なった。また、この当時の八幡製鐵(株)社長・稲山嘉寛は、その祖先が君津市台の出身であることを付言しておこう。

石茂茂茂茂中野小小茂中榎長茂長茂茂榎茂茂榎茂中中守鈴平白
井田田田田田野松松田野本長谷川田田田本田田本田野野野木野井
正恒政岩タ喜態一喜定忠育豊知吉正正昭キ作源福三
操隆治陳吉吉男武キ一吉男一吉三武三作一蔵博勇己二ヨ司蔵太郎治

白高平三四長石高天白守高小飯中広伊中榎鳥鳥榎広榎榎榎中
井橋野浦栗田井喜橋笠井橋松塚野部藤野本取取本本本本野
正条忠定時秋井喜代次萬安五政寅久辰猪一徳寅隆友芳芳
雄治蔵勇郎治郎昇治明郎吉吉周義雄吉郎治吉男繁吉雄廉蔵栄

第二節 海苔の養殖と製造

海苔の養殖と製造を一口で述べると、海に筭^{ひび}を建て、海苔を生育し、それを収穫して加工するということになる。まさしく自然の恵みを利用した、自然を相手の生産物であったといえる。

その海苔の養殖も長い歴史の間に変遷し、生産技術も大幅に向上した。しかし、当時の八幡製鐵^株の進出希望による千葉県の漁業権譲渡申入れを契機に、近年の海水汚染に伴う漁場環境の悪化や海苔養殖業の将来性という観点から、昭和三六年、君津漁業協同組合では、漁業権譲渡という決断を下し、人見浦における海苔養殖は幕をおろしたのである。おそらく人見浦で海苔養殖が今後行なわれることはないと思うが、われわれの祖先が生業として一五〇年間も営んできた仕事だけに、海苔づくりを記録にとどめておくのもあながち無意味ではないだろう。

筭の建込み、手入れ、収穫、加工、そして翌年の準備という工程に分け、昭和三五年ごろまでの海苔づくりを中心に述べてみよう。

(1) 筭の建込み

明治一六年、人見に隣接する大堀の平野武治郎によって海苔筭移植法が開発され、種付場が設けられるようになった。この種付場は、比較的鹹^{かん}度の高い海面で、本場への筭建直前、つまり一四〜三〇日ぐらい前、種付場に海苔筭を仮建てして孢子を付着させる

◆鹹度

海水千グラムの中に含まれている塩分の総量をグラムであらわしたものを普通海水は三五グラム。

方法である。これにより、従来、海苔の発生しなかった海面も海苔場として開発され、東京内湾の全域に海苔作を普及させることになった。

この移植法の普及に伴って、筵の材料にも変化が現われた。従来の筵は、檜・樫・雑木などの木筵であった。人見では唐椎（とうし）がよく用いられていた。人見山をはじめその近辺に唐椎（まば椎）が密集しているのは、かつて貴重な筵材であったことを物語っている。

木筵は、樹木から切り取った枝が材料で、葉を除くいわゆる「葉もぎ」という面倒な手間を要した。長いものは沖へ、小枝は数本束ねて浅いところへ建込むのが普通であった。すなわち九月中旬に建て込んだ筵は、翌年の収穫が終わるまで約八ヶ月間ぐらい海中に放置するわけで、その間、風波によって損傷しない弾力性にすぐれた材質のものが要求された。

さらに、海苔場がしだいに沖へ進出するようになると、約三メートルもある枝付きの太いものが使用されるようになった。と同時に、運搬、建込みに多くの労力を要することにもなった。木筵の材料は当初、自給で十分まかなえたようだが、海苔場の拡大やその他の理由からしだいに購入せざるを得なくなり、人見では後背地の中・小糸・秋元の各村に依存していた。切出し時期も早すぎると乾燥して小枝が折れやすくなるため、建込み時期に合わせていっせいに切り出しが行なわれた。それだけに「葉もぎ」作業が集中し、大変であった。

大正四年の人見村の記録をみると、当時は、木筵材料の仕込みは各人が個別に行なっており、百株当たりの価格は檜が最高で一五円、樫六円、雑木四円でいどであった。一



木筵を立てるときに使う高下駄

柵あたりの株数は檜筭で一五〇株、檜や雑木で一八〇株とあるから、木筭の購入費用は一柵当たり一〇円から二〇円以上ということになる。

この木筭に代わって登場したのが竹筭である。竹筭は取扱いが簡便で、木筭と違って二年間使用できるという利点があったものの、表面が滑らかで、独特の灰汁あじをもっているため、海苔芽の付着が悪いという欠点を持っていた。

それも、九月半ばから一月にかけて切り出し、野積みや、水漬けによる灰汁抜きあじ抜きの技術が開発されると、竹筭の使用は急速に増え、木筭はしだいに姿を消していくことになった。竹筭に使われる竹は、愛知・静岡・群馬のほか、特に関西産の孟宗竹が良質だったといわれる。竹は現在の明石屋木材株や大貫の業者が取り扱っていた。

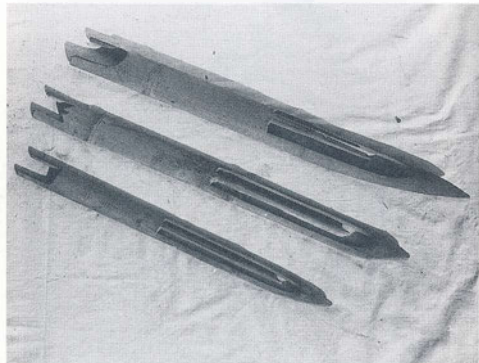
昭和の初期になると網が開発された。東京椰子製網会社によって開発されたこの網は、セイロンから輸入した椰子の繊維を利用したものでコイルと呼ばれ、移植、建込み、運搬作業が簡便である利点のほか、材料さえあれば簡単に自家で製造できるという経済的効果もあった。ただ海中に水平に網を張るため、海苔芽の付着する層に網の位置を適合させる必要があった。また風波の強い海面にはやや不向きという欠点があったが、趨勢的には網筭が主力を占めるようになった。これを人見の例でみると、昭和一〇年ごろ網の比率は三五％でいどであったものが、昭和二五年には八〇〜九〇％を占めている。

ともあれ筭の建込み（棒建てともいう）は、九月中旬、それも彼岸花が咲き、木犀もくせいの花が匂いはじめる時期が最適とされた。昔はそのころになると人見や神門のあちこちで、
A 「よおー、網張ったかあー。」

B 「まだだあー、あしたんころから張っぺえと思ってる。」



杭や筭を抜くのに使う万力



網を作るときに使う網針

A 「そうだなあー、彼岸花えらくさえたもんなあー。」

B 「水温がちつと、たけえかんよう。だっけ潮時しとぎがなしんなつちゃうから、あしたはみんなはっべえあー。」

C 「じゃあー、おらかもあしたんころはっべえー。」

こんな会話が交わされたものである。いわばこの時期は水温が海苔の胞子の放出にもっとも適切な温度になることを意味していた。長い経験から生まれた生活の知恵であった。だがそれも科学的な解明が行なわれるにつれて、適温摂氏二二度が発見され、以後は水温管理による築建てが行なわれるようになった。

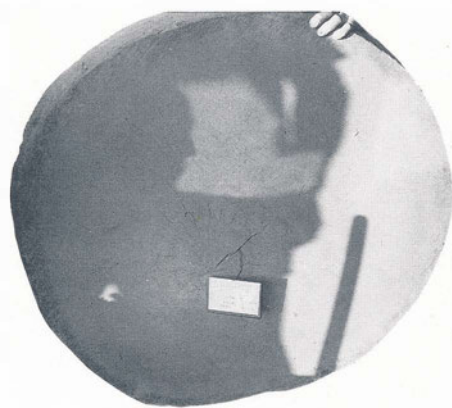
築建ては、筭を固定するため海底に穿孔する必要がある。その道具としては、昔「フリ棒」が使用されたが、昭和初期ごろからしだいに「スイコ」に変わり、さらに戦後は手押しポンプ、また昭和三〇年ごろから発動機を利用した穿孔器具が開発された。

フリ棒というのは、先端の尖ったY字型をした器具で、普通、二人で前後でゆすりながら海底の砂地に孔を開けていく。近年でも筭が流されて部分的に築建てを行なう場合は、このフリ棒が使用された。

また「スイコ」というのは、全長約二メートルの器具で柄部が木、筒部が竹でできている。筒部に排出口があり、さらに筒部の先端には開閉する弁（ベッカン）をもつ鉄製の器具がとりつけられている。このほか付属品として袴はかま（通称ガータ）と呼ばれる鉄筒があり、このガータのなかにスイコを入れ、上下動させて穿孔していく。つまりスイコを下へ押しすと水圧でベッカンが開き、砂と海水を吸いあげる。逆に上へ持ち上げるとベッカンが閉じ、砂と海水が上部の排出口から排出される仕組みになっている。この上下



スイコとフリ棒



海苔切りに使うタキキ

動を繰り返すこととでしだいに穿孔され、ガータも孔に沿って沈んでいく。これとほぼ同様な原理で井戸を掘削するのが、有名な「上総掘り」である。

さて、海底に一・一・三メートルの孔が開くと、スイコとガータを抜き取り筵を建てるわけである。この作業はすばやさを要求され、熟練を要した。これはフリ棒や発動機の場合も同じであった。

筵は岸に向かって、約一五度ぐらいの傾斜をつける方が海苔の付着が良かった。また、竹筵は海の深さによって長さが異なり、六尺(約一・六メートル)から一丈二尺(約三・六メートル)のものが水深に合わせて使用された。しかも水深の深い所に使用する竹筵は節抜きをするのが常であった。海水や波の抵抗を少なくするのが目的とはいえ、これもかなりの労力を要した。

(2) 種子付け

海中に筵を建てると、自然に海苔の胞子が付着し、それが成育して海苔となる。しかし、その海苔の養殖は海水の鹹度、その他の制約があり、場所が限定されていた。この海苔養殖に画期的な革新をもたらしたのが、平野武治郎による海苔筵移植法である。同法は前述したとおり、比較的、鹹度の高い海面に種付場を設け、ここで種付けした筵を移植する方法だが、君津漁業協同組合でも、比較的岸に近い所に種付場を持っていた。その移植筵の本柵への定植が行なわれるのが、普通、一〇月の半ばであった。このころになると胞子の付着が肉眼で見えるほど成長していたものである。

一方、網に代わってからは、金田や袖ヶ浦、市原、遠くは和歌山地方にまで種付場を求めようになった。これは種付に広大な海面を必要とするようになったこと、さらに

は同地方の海面が海苔の胞子の付着に適し、しかも良質の胞子が得られたからである。なお、網の種子付けは、彼岸前に張る網を「早張り」、彼岸に張るのを「彼岸張り」、一〇月に張る網を「遅張り」または「一〇月張り」、寒に入って張る網を「寒張り」といった。種子網の移植は、本柵に二枚か三枚、段差をつけて張り、残った網は抑制場に保存しておく。抑制場は水深が浅いため、必然的に外気や太陽光線に触れることが多く、そのことによって海苔の生育が抑制されるわけである。そして疲労が出て海苔の収穫が低下した本柵の網と入れ替えられることになる。

収穫までの仕事としては、筵や網のゴミ取りがある。筵枝や網目からんだ藻類を主とするゴミの除去で、一般に一月がその時期であった。

なお、昭和三三年ごろになると人工採苗という技術が導入され、種子付けに大変革をもたらした。人工採苗というのは、牡蠣殻かきの上蓋に海苔の胞子を仕込んで飼育する方法で、まず、種付場が不要となるほか、種付けが簡単で効率も高くなるなどの利点があった。

方法は、適切な海苔種子をスリ鉢ですり、海水を入れた器の中にカキの上蓋を並べ、その蓋に種子を移して育苗する。一般に春に種子付けして一夏を過ごし、秋の彼岸ごろ、水温が適温（摂氏二二〜二三度）になったのを見計らって、本柵に移すわけである。すなわちビニールの袋に育苗したカキ殻を数個入れ、網筵の柵に吊して置くと、自然に海苔の胞子が網に付着するわけである。坂田、大和田はそれぞれ採苗舎を保有していたが、人見は個人による採苗方式がとられた。

(3) 収穫

朝霜が降り、薄氷が張り始める一月下旬から二月になると、いよいよ海苔の収穫が始まる。そして一二月から一月にかけて収穫は最盛期を迎えるわけだが、このころになると水温も下がり、作業はかなりの辛苦を伴った。また、潮の状況によっては、正月も松の内もないほどの多忙をきわめたものである。

収穫した海苔は、まず海苔とごみのしわけをして、^す箆の子あるいは^{むしろう}莖の上にひろげる。そして、翌早朝から海苔切り作業が行なわれる。海苔切りは、昔は海苔切り包丁が用いられていたが、これもしだいに改良され、筒棒からさらに機械化の方向に進んだ。

細かく切られた海苔は、樽の中に水と一緒に入れ、攪拌したあと海苔つけを行なう。海苔箆の上に一枚、一枚張っていくわけだが、この作業は熟練を要した。海苔つけした海苔箆は天日で二〜三時間乾燥すると製品になる。これを各人が海苔箱に入れ、問屋へ運んで捌いたものだが、近年は漁組による共同出荷方式もとられた。海苔問屋は木更津、君津、富津に数多くあり、選択権は漁民の側にあった。

新海苔の収穫と並行して、一二月には網直し作業が行なわれた。すなわち疲労した網を抑制しておいた網と取り替える作業だが、これも結構、手間がかかったものである。

一月下旬になると水温の低下とともに海苔の生育も鈍化し、品質も低下するのが常であった。しかし、三月に入ると、一月期に付着した孢子（寒種子）が成長し、また収穫に追われることになる。そして彼岸ごろになると徒歩獲りが行なわれたものである。このころになると潮の干満の差が激しく、舟を使用できなくなるため、陸から歩いての海苔獲りが行なわれた。海苔の収穫は、その年の天候にもよるが、一般に四月下旬まで実施された。



海苔干し



海苔付け

(4) 後片付けと準備作業

海苔の収穫が終わると後片付け作業が行なわれる。一般に五月初旬から中旬にかけて筭、杭（網の場合）の抜き取り、あるいは網の引揚げ作業（網揚げ）が実施される。それと同時に、その年の海苔作りに対する準備作業も行なわれた。準備作業をこく大まかに述べると、諸資材の購入（五月）、農閑期における網洗い、修理作業（六月）、また竹筭の場合はアク抜き作業（六月）、新網の作成（七月）、古網の手入れ（七月）、さらには筭ごしらえ（八月）とともに、振棒・ポンプなど諸器具の点検・整備（八月）を行なったものである。



海苔の送り箱

第三節 沖合漁業・その他

東京湾の漁場は徳川中期より開発され、あぐり網漁が主な漁法であった。

人見の漁業の始まりは、今から一五〇年ほど前の文政のころ、和歌山県紀州から移住してきた漁民によって始められ、それがこの地方の漁場に適合した漁法に改良され、今日にいたったものだと言われている。

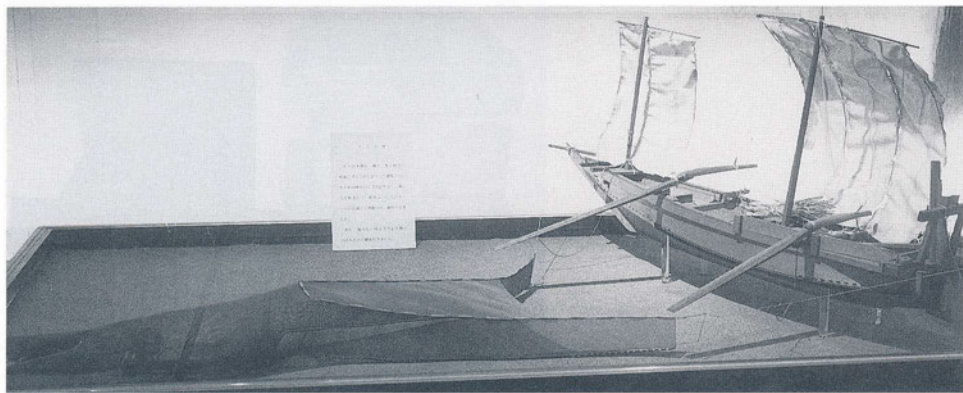
人見村は半農半漁の村であり、江戸時代から明治のころまで、ほとんどの家が農業のかたわら打瀬漁(てぐり)をやっていたようである。

大正の末ごろになって、農業用揚水場の施設が向上するのに伴い、しだいに農業の生産が高まっていった。このため、打瀬漁は衰微し、農業と海苔養殖が主要を占めるようになった。昭和三六年の漁業権譲渡時、人見で、打瀬漁、延網漁を営む家族は二五戸、君津漁業協同組合では五二戸であった。

I 打瀬漁

(1) 打瀬の規模

打瀬には、通称「てんとう」といわれる舟が使用された。この舟の規模は、長さ三〇尺、幅五尺く五尺五、六寸の和船作りで、「大帆」と「や帆(補助帆のこと)」の二つの



打瀬漁＝漁業資料館

帆と、艫櫓と四丁櫓の二丁の櫓を備え、網一張と網を曳く網を具備していた。

網には根網、中網、前網があり、長さ約四〇尋(約六〇メートル)から七〇尋(約一〇五メートル)ぐらいのものが使われたが、一定していなかった。

乗組員は普通二人で、艫回り一人(主として船主)、おもて廻り(家族もしくは傭人)一人であった。なかには三人乗り、一人乗りのものもあった。

(2) 漁季

漁季は、春の彼岸ごろから秋の十一月いっぱいぐらいまでとされたが、昔は寒中でも出漁していた。漁は毎日、日没のころから西明りの消えるころまで出船して行なわれた。この時間帯を「まづめ」といって、魚がもっともよく獲れた。逆にこの反対の時間を「明けまづめ」といった。

網を曳く時間は、大体、一網が一時間か一時間半ぐらいだが、そのときの風や潮の状況によって、多少、時間の相違があった。地元では一網のことを一番といい、「ゆんべは何番やった」などといったものだ。

(3) 漁場

漁場は、沿岸の浅場を瀬の上といい、水深二尋(約三・六メートル)ぐらいのところから、沖は千葉県と神奈川県の間にあるいわゆる「中ノ瀬」、水深一二尋から二〇尋ぐらいの場所であった。この中ノ瀬は、盤洲(現、木更津市金田)から横須賀の勝力の鼻を見通した線の南側で、当地域は富津の潜水業組合の漁場でもあった。魚の豊富な地域であったことを意味している。

(4) 操業

網を曳くには、風のあるときは帆を横に吊り、曳網は船の舳先と艫に「やりだし」を出し、船を横流しにし、流れるように網を引く。その速度は「すばかり」という道具で早さを測りながら行なった。

風がなくて船が流れないときは、櫓で船を横に移動させながら網を曳いた。これは大変な労力を必要とした。しかも風の力で船が流れたときより魚獲も悪かった。船を流すとき、風の吹く方向と潮の流れる方向が同じ場合が最も良く、漁師はこういうときには「あんばいが良い」といい、風と潮の流れの反対のときは「あんばいが悪い」といったものだ。

II 延縄漁

延縄漁には猪口船ちぶきを使用した。地元では同舟を「チヨキリン」と呼んだが、舟の大きさは長さ二〇尺（約六メートル）、幅四尺二〜三寸（約一・三メートル）ぐらい。通常二人で漁をした。

延縄漁とは、主に白ギスを対象とした漁法で、漁場は打瀬漁と同様に中ノ瀬あたりが中心であった。約一五〇メートルぐらいの道縄かぢ三本をつなぎ合わせ、その道縄に三〇センチ間隔ぐらいに先糸をつけていく。これを皮縁かわぎという収納具に入れ、餌をつけながら海中へ仕掛けるわけである。餌は浅鯛あさりを使用するのだが、生きた浅鯛を貝殻からとり出して釣針につけるには、かなりの熟練と技術を要したものである。



延縄漁に使用された吉沼丸＝漁業資料館

最初、道縄を投入したところに浮標を浮かべ、仕掛けの終わったところにまた浮標を設置する。そして最初の浮標のところから道縄を引き揚げていくわけである。獲れた白ギスは主に東京へ出荷されたものである。

Ⅲ 一本釣りのあれこれ

一本釣りは、主に「打瀬」や「延縄業」をやるのに人手の足りない者や、年をとった人がやった漁法である。それだけ規模も簡単であった。しかし、一口に簡単な漁業といっても、漁季に依って対象魚が違い、その道具や餌も違うので、道具の作り直しや餌の入手にはそれぞれ苦労があった。当地方の一本釣の主なものあげると次のとおりである。

(1) カレイ釣りⅡ早い人で二月ごろから漁を開始した。このカレイは産卵後は体が衰弱しているので、食欲が旺盛で、餌を見れば飛びついてくる習性があった。したがって、昔の人は「子ひり（産卵済み）カレイには餌を見せるな」といったものである。カレイの釣場は、海苔場沖から沖合は水深一二・三メートルぐらいまでの、比較的地質の固い砂地が適当とされた。餌は袋イソメやあさりのムキミで、最近ではゴカイが入手できるので、ゴカイも使うようになった。

(2) イカ釣りⅡカレイも四月に入ると食いが悪くなる。そこで四月中旬ごろからイカ釣りが開始される。

内湾の水温が上がると、イカが産卵のため内湾に入ってくる。これをねらっての釣り



延 縄

だが、餌に車エビの七、八センチの活きたものを使うため、初めのうちは餌の入手に一苦労したようである。仕掛けはカレイと全く違って、イカテンという道具を使った。イカテンは水深の一倍半ぐらい延ばし、釣場の潮上からゆっくり船を流しながらアタリを待つ。アタリがあったら大きく合わせて、道糸をゆるめないように手繰り、取り込むのがコツといわれている。

(3) フグ釣りⅡフグ釣りの仕掛けは、カレイの仕掛けと同じものだが、棲息場所がカレイより深い場所なので、錘が多少重くなる。餌は主として赤エビを使い、終戦後は田圃に発生したザリガニを代用に使うようになった。フグ釣りがカレイやイカ釣りと違うのは、目的の場所へ錨を入れ、船を固定して釣るので、多少、風があっても釣ることができる点が特長であった。

(4) その他Ⅱ一〇月ごろになると飯だこ釣もおもしろく、多い年には相当の収入があった。飯だこ(ちころ)は、飯だこハゴとよばれる針の上部に辣蕪らっきょうを仕掛けて釣るのだが、飯だこが辣蕪に抱きついてきた微妙なタイミングに合わせて釣りあげる。豪快さはないが結構楽しめたものである。また万能餌としてヒレジャコが多く使用された。同餌はヤドカリの一種である。

七、八月になると、小物をやる人は白ギス、メコチ、石持ち、アジ、サバとなり、大物をやる人は、スズキ、大鯛こちを狙ったものである。

スズキ釣りは大物だけに、当たりはずれによる漁獲の差が大きく、釣れば面白さもあり、収入も大きかった。昔からスズキ釣りをやるには、あらかじめ米俵を積んでおかないとできない、といわれたものである。不漁が続くと、一〇日や半月ぐらい一銭の収

入もなかったという。釣り方が二通りあり、仕掛も違った。ブラクリ釣りといわれる法は、重い錘で海底面近くまで入れ、ハリスは錘の先一メートル半ぐらいにつけ、餌が地上わずかの所にあるようにして魚のアタリを待つ。そしてアタリがあったら道糸をゆるめ、魚に餌を完全に吞み込ませてから大きく合わせる。

もう一つの釣り方は引き釣りで、道具を一尋から一五尋延ばし、船を動かしながらアタリを待つ。この場合、錘は軽く、船の速力によって、餌が水面近くにあるようにする。アタリがあつてからの合わせ方は、ブラクリ釣りと同じようにするのがよいとされている。

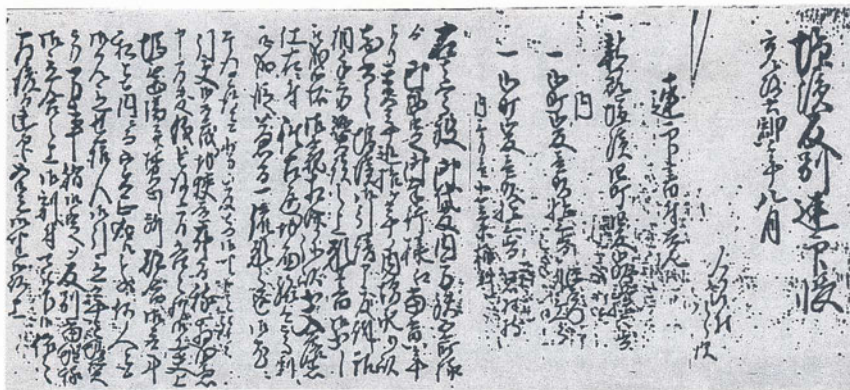
Ⅳ 塩田・その他

(1) 塩田

塩田による製塩法は日本独特のもので、仮名手本忠臣蔵では赤穂の塩が有名になった。わが国で一番古い塩田の記録は、今から約一、五〇〇年前、紀州の海岸であつたとされている。その後、約一、二〇〇年前、有名な僧行基が兵庫の大塩に的形の塩田を作つたという記録が残っている。

味噌、醤油などとともに、塩は生活にとって必需のものだが、わが人見でも塩田による製塩業が行なわれている。いつの時代、塩田が拓かれたか定かでないが、塩場に関する徳川時代の古文書が数多く残っている。

その古文書を解読していくと、塩田はすべて幕府の支配下にあつて、それを請負つて作つていたように思われる。寛政六年（一七九四）八月の文書によると、塩場四町四段



塩田に関する古文書=寛政6年

二畝二六歩とある。このうち二段四畝四歩は小笠原家、四段八畝八歩は黒川家が所有している。両支配者の塩田合計七段二畝一二歩は二ツ割にして、七郎左衛門が三段六畝六歩、残りの三段六畝六歩は村で請負っている。

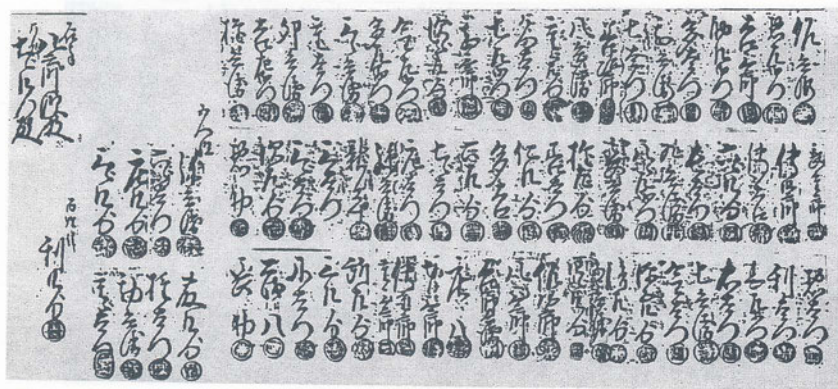
この両支配者の塩田を差引いた残りの三町七段二三歩は幕府直轄のものであったらしく、これを二ツ割（一町八段五畝六歩余）にして、一方は村で、一方は治郎助・源左衛門・源七の三人が請負っている。

同古文書は小作料に対する同意書のように、一反につき永銭二二文を支払うことで契約している。小作人の署名があり、実印のようなりっぱな印鑑がそれぞれ押されている。その小作料も一ヵ月後の四月には二二文から二四文に改訂されている。この値上げにはいささか不満だったらしく、「難儀者御座候得ども反永二文相増都合反永二四文宛上納可仕候間」と、これを了解しながらもチクリと一矢報いている。権力に対する農民の反骨が興味をそそる。

そのほか他村との境界に関する訴訟の文書や、塩場をめぐる紛争などの記録が残っており、塩作りにもいろいろと問題のあったことが推察できる。

なお、徳川時代における房総の塩田について付言すると、享保から元文にかけて、江戸の加藤作兵衛が幕府に申請し、下総の行徳領に塩田三千町歩を拓いている。加藤新田というその名称から推して、それ以前にも塩田のあったことが理解できる。

また、寛保三年（一七四三）には、江戸の儀兵衛が行徳領に塩田を拓いたという記録が残っているし、寛政三年（一七九一）には、幕府が「御手浜」と称する塩田を欠真間村に拓いている。赤穂ならず房総も塩田づくりには熱心だったことが伺われる。



塩田に関する古文書=寛政6年

(2) ウミホオズキ

最近はあまり見かけなくなったが、昔、女の子たちは「ホオズキ」を口の中で鳴らしてよく遊んだものだ。ホオズキには、植物性のものとウミホオズキ、それにゴム製のものがあり、人気のあったのはやはり前者の方であった。

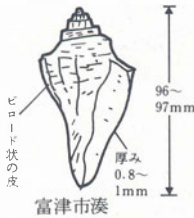
人見は、そのウミホオズキの産地で、主として浅草のホオズキ市へ出荷していた。巻貝類の卵囊^{たまごのうす}を利用して作るウミホオズキは、にかわ質の大きな袋で、酸・アルカリにもおかされにくいという特長がある。ナス科の多年草である植物性のものとは鳴らし方も、音声も違い、子供たちの興味と人気を助長した。

ウミホオズキは、人見と大堀の境にあった入会地漁場に生簀を設けて生育したほか、早朝、桜井や畑沢方面の打瀬漁業者を徒歩で回り、買い集める方法がとられていた。

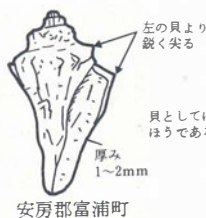
そのウミホオズキには鎌^{かま}ホオズキ、麦飯^{むぎめし}ホオズキ、団扇^{うちわ}ホオズキなどがあった。ホウズキは赤ニシなど貝類の卵囊で、広く東京湾に分布し、鎌ホオズキは形が草刈り鎌の鎌の部分に似ていることから、この名前がつけられたと思われる。そして、この鎌ホオズキがウミホオズキの出荷の大半を占めていた。団扇ホオズキは、比較的、浅海の海底に沈んでいる流木等に付着し、形が団扇ににっていた。また麦飯ホオズキは、これも流木等に付着し、形は人間の歯形をしていた。

人見におけるウミホオズキの集荷、販売は、藤右衛門（現在の当主・高橋敏男）と金左衛門（現在の当主・石井国村）が共同事業で行なっていた記録がある。しかし明治三十九年に廃業。その後は為次郎（現在の当主・石井晃雄）が昭和初期まで営業を行なっていた。

テングニシ



富津市湊



安房郡富浦町

ナガニシ



富津市

コロモガイ



富津市湊

テングニシのホオズキ



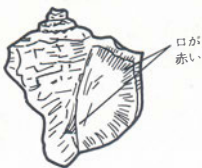
アカニシのホオズキ



ナガニシのホオズキ



アカニシ



殻高20Cmくらいになるが、100mmくらいのものが多い。

V 漁獲物の販売と生魚輸送

(1) 漁獲物の販売

漁獲物の販売は、東京や神奈川の間屋への直接売りがその主流を占めていた。

とりわけ主要な産物である海苔は日本橋、鮮魚は築地の問屋に集中していた。したがって、地元産地問屋はわずかで、むしろ集荷仲買が多く、受託運送が盛んであった。

それでも乾海苔は昭和初期まで東京の間屋四、地方仲買六という割合で販売されていた。輸送は東京湾が利用され、人見の乾海苔は、市助（現在の当主・平野喜）の開運丸が使用された。船は当初、五大力船であったが、のち動力船に代わった。

出荷の前日、海苔集荷業の為次郎の手代がホラ貝を鳴らして村々を回った。それが集荷の知らせで、家々では海苔箱の表面に問屋名と枚数を記入して為次郎の店へ運んだ。

出荷した海苔は、価格、荷さばきなど問屋が主導権をもって捌き、さらに問屋は口銭として売上げ価格の六分を徴収した。こうした問屋側の一方的な措置に対抗して、産地側の漁業組合が連合して、取引方法の改善を要請する動きがみられた。

しかし、そうした動きも戦時体制の進行による食糧確保の要請が強まるにつれて、売手市場に移行し、生産者と問屋の地位が逆転することとなった。と同時に、生産者にとっても厳しい生産統制が実施されることになる。

第二次大戦に突入した昭和一六年、千葉県漁業協同組合連合会の主導のもとに、資本金七〇万円で海苔集荷統制組合が設立された。同組合は、全国海苔配給統制組合の出荷

指示に基づいて、海苔検査所から最寄の駅まで搬送することを業務とした。その際、集荷人は、従来の仲買人または産地問屋業者のなかから選定され、集荷の使役に対する一定の手数料が支払われた。海苔検査員は、各漁協組合がそれぞれ選出して委嘱し、海苔を入れる容器も規格を統一し、集荷統制組合から支給された。

注目すべきことは、海苔販売代金の5%を銃後貯金に、うち1%を国債もしくは勸業債券に充当することを義務づけられたことである。

人見漁協では、この新たな出荷体制に応じて、集荷人として守治郎助、白井善吉の二氏を選出した。両名はいずれも人見出身の海苔仲買人であった。また海苔検査員として守廣治、天笠久治、守市五郎の三氏を選出したが、いずれも当時の漁協理事で、守廣治は組合長であった。集荷場として漁協事務所が当てられた。

昭和一七年四月、農林省は国家総動員法第八条の規定に基づいて、乾海苔統制を告示した。以後、乾海苔の自由販売は禁止され、千葉県下の生産乾海苔は前述した集荷統制組合が一元的に集荷・販売を行なうことになった。

しかもその後、集荷は供出制度に切り替えられ、一九年には統制組合が県水産業会に統合されたほか、強権的な供出体制が実施されるなど、もともと主体的な生産・販売を意図してきた生産者にとって、大幅な制約を受けることになる。

一方、魚貝類やおごのり、その他の海産物も、乾海苔と同様な傾向をたどった。なかでも鮮魚の出荷は、海苔と同様に地元集荷業者による東京市場送りと、地元小売店・行商（通称ボテサン）による販売が主流を占めていた。

昭和一五年、県漁連では全国でも最初の試みとして、市川市に共同販売所を開設し、



戦時貯蓄債券

県下の生産魚類の集荷をはじめ、統制経済の進行に伴って出荷も一元的に支配するようになった。そうした動きのなかで、各漁協では魚類を市川市まで運搬する業者を指定した。人見漁協地区では向井八太郎、これにつづいて守平治郎、斉藤半治らを魚類集荷人に選任した。

貝類も鮮魚と同様に、初期には東京・大森や神奈川県を生麦方面、さらに延縄漁業者の餌料用としての地売りがその主要販路であった。その後、浦安方面の業者による磯買いもみられたが、昭和一六年、鮮魚貝配給統制規則が施行され、組合による共同販売体制が採用された。生産物は指定消費地市場への出荷を義務づけられ、指定地以外への販売については知事の許可が必要であった。人見漁協でも特に許可を得て、大貫方面の漁業者に販売している。

寒天の原料となる「おごり」は、各人が磯買人を通して長野県方面への出荷を行なっていた。それも昭和一五年には漁協の共同出荷体制に変わり、さらに一六年には日本寒天統制会社が、原則として全漁連以外からは「おごり」の買付けをしないという方針を打ち出し、漁連との間に協定も成立した。したがって、以後は個人売買は事実上、その道を閉ざされることとなった。

以上が、戦前・戦中の販売体制であったが、戦後、数年をまたずして元の自由販売に戻った。そして生産も高度経済成長と歩調を合わせて倍増した。

一方、海苔については、漁協扱いの販売も実施されたが、量的には産地問屋、仲買人への販売が圧倒的に多かった。これらの海苔商人は買子と称する季節的な雇用人を長野県方面から集め、庭先売買等の取引も盛んに行なったものである。これは漁業権譲

渡までつづいた。

(2) 石井修三の生魚輸送

青蓮寺の境内に「石井修三」の功績を顕彰する石碑が建っている。生魚の輸送・販売に画期的な方法を開発した人で、漁業と関連する興味深い話題である。

碑文によると、石井家は代々農業を営み、人見に住んでいた。しかし修三の父・幸七は、明治三六年、魚類仲買商に転換し、小糸川河口に生簀を設けて営業を開始している。そして後年には、住居もここに移し、商売に力を入れている。

当時、生きた魚を船で運ぶには、「びく」と称する大籠を用いていた。しかし、この大籠は取扱いが不便だったらしく、幸七は網製の袋を考案している。

この網袋は同業者の間にも評判がよく、たちまちの間に普及していくことになる。

さらに幸七は、大正七年、伊豆の伊東から発動機を購入し、従来の押送船を改造して取りつけている。いわゆる東京湾における発動機船の嚆矢とされ、幸七の業績が高く評価されている。

この発動機船の導入によって東京湾の輸送の効率化と迅速化が図られたが、新たな問題として起こったのが、内湾周辺の都市化に伴う、下水道廃水による海水汚濁であった。つまり、生魚を入れる槽には底孔があって、常に新鮮な海水が流入するように工夫されている。ところが岸辺近くになると汚濁の激しい海水が流入してくるの

で、比較的、被害の少ない満潮時でも約二割、干潮時には大半の生



石井修三の功績を顕彰した石碑＝昭和5年1月

魚が死ぬという事件が発生した。このため価格も三分の一に下落したのである。

事件の重大さを憂慮した修三は、持ち前の研究心を發揮してこの問題に取り組み、約一〇年の歳月をかけて一つの方法を案出した。その方法とは、生魚運送船が品川沖に到着すると槽の底孔を閉じて海水が流入しないようにし、発動機を利用したポンプで槽内の水を高所に吸いあげ、無数の小孔のついた鉄管を通していっきに槽内に噴出させる。つまり酸欠状態を解決する一つの方法だが、これを繰り返すことで、夏場でも一匹の死魚も出さずにすんだという。当時としては画期的な発明であり、深川の魚問屋の河岸^{かし}など、これを見たさの群衆が山をなしたとある。

なお、この発明に当たっては、上原由太郎機関手の協力があり、木更津の岩田鉄工所で製造したという記録が残っている。修三はこの発明から間もなく大正一三年一〇月一日、四五歳という若さで病没している。が、その発明はしだいに普及し、生魚輸送に大きな功績を残したことはいうまでもない。